

様式第5号(第6条関係)

高知市議会議長 様

2019年 7 月 30 日

会 派 名 市民クラブ

代表者名 近 藤



第 1 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第 1 四半期政務活動費	1,800,000
利 息	
合 計	1,800,000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	35,878
研 修 費	117,652
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	197,292
広 報 広 聴 費	0
人 件 費	0
事 務 諸 費	138,489
合 計	489,311

3 収支差引額 (繰越額)

金

1,310,689 円

2019年7月26日

高知市議会市民クラブ

団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ

氏名 近藤 強



第1 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第1四半期政務活動費	150.000
利 息	
合 計	150.000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	11.016
研 修 費	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	11.469
合 計	22.485

3 収支差引額 (繰越額)

金 127.515 円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 25日 ~ 6月30日(月)	
	支出先	(株)明神若油	
	目的・内容・結果等	調査に伴うガソリン代 $29.378 \times \frac{3}{8} = 11.016$	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	用途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代	11.016
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
合計			11.016
領収証書及び支払証明書添付枚数		8	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/06/17(月)11:10
近藤 強 様

売上 UNO現金	レギュラー	2100 0000	1
110100	23.91L	@151.0	L-1 N-2
			¥3610

小計 ¥3,610
(内消費税等 ¥267)

合計 ¥3,610

お預かり ¥10000 お釣 ¥6390

※上記にて領収書とさせていただきます

nanaco番号 [REDACTED]

今回nanacoポイント 46P

(内ボーナスポイント 23P)

※上記ポイントは3日目に降に

当SS、7-11各店等での残高確認・

チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

洗車コーティング!!

予約受付中!!

No. 7734 担当:0100 北本町SS

POS番号01

2019/6/17 釣銭伝票No. 8991

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/06/30(日)08:23
近藤 強 様

売上 UNO現金	レギュラー	2100 0000	1
110100	23.66L	@150.0	L-5 N-14
			¥3549

小計 ¥3,549
(内消費税等 ¥263)

合計 ¥3,549

お預かり ¥10000 お釣 ¥6451

※上記にて領収書とさせていただきます

nanaco番号 [REDACTED]

今回nanacoポイント 46P

(内ボーナスポイント 23P)

※上記ポイントは3日目に降に

当SS、7-11各店等での残高確認・

チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

洗車コーティング!!

予約受付中!!

No. 8651 担当:0100 北本町SS

POS番号01

2019/06/30 釣銭伝票No. 9922

ENEOS

ENEOS

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/05/11(土)08:38
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥2519
16.79L @150.0 L-5 N-14

小計 ¥2,519
(内消費税等 ¥187)
合計 ¥2,519
お預かり ¥4000 お釣 ¥1481
※上記にて領収書とさせていただきます
nanaco番号 [REDACTED]
今回nanacoポイント 32P
(内ボーナスポイント 16P)
※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.3877 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/05/11 釣銭伝票No.6284

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/05/21(火)09:15
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥4070
27.13L @150.0 L-5 N-14

小計 ¥4,070
(内消費税等 ¥301)
合計 ¥4,070
お預かり ¥10000 お釣 ¥5930
※上記にて領収書とさせていただきます
nanaco番号 [REDACTED]
今回nanacoポイント 54P
(内ボーナスポイント 27P)
※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.6783 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/05/21 釣銭伝票No.7039

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/05/30(木)10:15
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥2860
18.69L @153.0 L-5 N-14

小計 ¥2,860
(内消費税等 ¥212)
合計 ¥2,860
お預かり ¥10000 お釣 ¥7140
※上記にて領収書とさせていただきます
nanaco番号 [REDACTED]
今回nanacoポイント 36P
(内ボーナスポイント 18P)
※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.9590 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/05/30 釣銭伝票No.7675

ENEOS

ENEOS

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/06/05(水)11:26
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥4310
28.17L @153.0 L-5 N-14

小計 ¥4,310
(内消費税等 ¥319)
合計 ¥4,310
お預かり ¥5000 お釣 ¥690
※上記にて領収書とさせていただきます
nanaco番号 [REDACTED]
今回nanacoポイント 56P
(内ボーナスポイント 28P)
※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.1314 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/06/05 釣銭伝票No.8095

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/06/09(日)11:20
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥6340
41.44L @153.0 L-5 N-14

小計 ¥6,340
(内消費税等 ¥470)
合計 ¥6,340
お預かり ¥10000 お釣 ¥3660
※上記にて領収書とさせていただきます
nanaco番号 [REDACTED]
今回nanacoポイント 82P
(内ボーナスポイント 41P)
※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.2463 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/06/09 釣銭伝票No.8364

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/06/14(金)09:52
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥2120
14.04L @151.0 L-5 N-14

小計 ¥2,120
(内消費税等 ¥157)
合計 ¥2,120
お預かり ¥10000 お釣 ¥7880
※上記にて領収書とさせていただきます
nanaco番号 [REDACTED]
今回nanacoポイント 28P
(内ボーナスポイント 14P)
※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.3929 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/06/14 釣銭伝票No.8718

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 28日 ^{20日(木)} ~ 6月30日(日)	
	支出先	(株)NTTファイナンス	
目的・内容・結果等	携帯電話代 $(7,021 + 7,788) \times \frac{3}{8} = 5,853$ インターネット代 $(5,616 + 5,616) \times \frac{1}{2} = 5,616$		
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	用途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	インターネット・携帯電話代	11,469
		合計	11,469
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>2</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)



00418475

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別



近藤 強 様



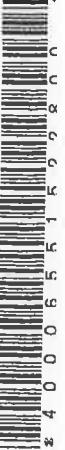
0065711#



8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒760 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-004636-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1/3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 4月ご請求分	13,404円	2019年 5月 7日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 13,404円
(合計) 13,404円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***
振替口座情報
金融機関名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 7,788円
[REDACTED] 5,616円

前月ご請求金額	17,194円 (税込)
---------	--------------

カケホ/ライトプラン (2019年 3月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
-----------------------------	----------------------

ポイントのお知らせ

dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」、「ポケットパックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍のポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 4月13日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
[REDACTED]

2019年 3月ご請求分	
2019年 4月 1日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	17,194円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



2019年4月ご請求分

請求年月
MONTH OF ISSUE

BILLING NUMBER
金台番号

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年4月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料 (計)	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	42	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	パケット定額料 (シェア) パケット定額料 (ドコモ光セット割) パケット定額料 (シェアずっとドコモ割) シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算 合 算 合 算 合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,726	バック定額通信料 付加機能使用料等 ドコモWi-Fi利用料 spモード決済 (料金回収代行/継続課金分) 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料	合 算 合 算 内 税 合 算 合 算
◇消費税等相当額 (計)	968	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	13,404	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料 (計)	2,700	ご利用期間 (3/1~3/31) カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合 算
◇通話料・通信料 (計)	42	Xi・SMS通信料 3月ご利用分	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	シェアパック10 (小容量) 定額料 ドコモ光セット割 光契約ID: ずっとドコモ割プラス (料金割引) シェアパック分割請求子回線ご負担額 シェアパック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 8,300円/3回線 ※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む 当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 2,768円	合 算 合 算 合 算 合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,726	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 3.1G (通信速度制限含む) (参考) 当月ご利用データ量 0.2G (通信速度制限含む) spモード利用料 あんしんセキュリティ利用料 ケータイ補償サービス利用料 (380) あんしん遠隔サポート利用料 ネットトータルサポート利用料 あんしんバックプラス割引 ドコモWi-Fi利用料 (spモード) 永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算

NTTドコモからのお知らせ

各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年4月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	324	S.Pモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	
	50	請求書発行手数料	
	2	ユニバーサルサービス料/基本	
◇消費税等相当額 (計)			
552	552	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	7,788	合計	
		<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、3月末で 2年2か月となりました。</p> <p>○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で 1年4か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 60です。</p> <p>(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,912円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ</p> <p>3月末のステージは、 プラチナステージです。</p> <p>※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>	
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料 (計)			
5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇消費税等相当額 (計)			
416	416	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,616	合計	
		<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、3月末で 3年1か月となりました。</p> <p>○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で 1年1か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 50です。</p> <p>(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,200円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ</p> <p>3月末のステージは、 プラチナステージです。</p> <p>※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0026959#



019052203015873204



00223220

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月16日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒760 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001282-60(26)
(000000) 00002



下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

1/3ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 5月ご請求分	13,437円	2019年 5月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 13,437円
(合計) 13,437円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 7,821円
[REDACTED] 5,616円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額

13,404円(税込)

カケホ/ライトプラン
(2019年 4月末現在)

電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」、「バケットバックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍のポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 5月16日発行)

2019年 4月ご請求分	
2019年 5月 7日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	13,404円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 5月ご請求分

お知らせ

2019年7月より、口座振替・請求書払いで個人契約のお客様を対象に、奇数月（1・3・5・7・9・11月）の請求が5,000円未満（税込）で一定条件を満たした場合、翌月（偶数月）に合算して請求させていただきます。これまでどおり毎月の請求を希望の場合は、「翌月合算請求拒否」をお申出ください。

ご請求内訳

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】		（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） 詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料（計）	7,900	基本使用料	合算
◇通話料・通信料（計）	72	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等（計）	2,768	パケット定額料（シェア）	合算
	-1,200	パケット定額料（ドコモ光セット割）	合算
	-1,000	パケット定額料（シェアずっとドコモ割）	合算
	-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
	0	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等（計）	1,726	付加機能使用料等	合算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合算
	324	spモード決済（料金回収代行/継続課金分）	内税
	50	請求書発行手数料	合算
	2	ユニバーサルサービス料	合算
◇消費税等相当額（計）	971	消費税等相当額（合計）	
◇合計	13,437	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料（計）	2,700	ご利用期間（4/1~4/30） カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	合算
◇通話料・通信料（計）	72	Xi・SMS通信料 4月ご利用分	合算
◇パケット定額料等（計）	2,768	シェアパック10（小容量）定額料 ドコモ光セット割 ずっとドコモ割プラス（料金割引） シェアパック分割請求子回線ご負担額 シェアパック分割請求対象額（シェアグループ合計） ※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む 当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 （参考）当月ご利用データ量（シェアグループ合計） （参考）当月ご利用データ量	合算 合算 合算 合算 8,300円/3回線 2,768円 合算 合算
◇その他ご利用料金等（計）	1,726	spモード利用料	合算

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年5月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	500	ネットトータルサポート利用料	合算
	-430	あんしんバックプラス割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	5月請求分 内税
	50	請求書発行手数料	5月請求分 合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合算
◇消費税等相当額 (計)	555	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	7,821	合計	
<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、4月末で 23年3か月となりました。</p> <p>○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は4月末で 1年5か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 60です。</p> <p>(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,942円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ</p> <p>4月末のステージは、 プラチナステージです。</p> <p>※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p> <p>○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2019年4月30日現在)</p> <p>ご利用期間 (4/1~4/30)</p>			
◇基本使用料 (計)	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇消費税等相当額 (計)	416	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,616	合計	
<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、4月末で 3年2か月となりました。</p> <p>○ドコモ光/戸建のご契約期間は4月末で 1年2か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 50です。</p> <p>(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,200円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ</p> <p>4月末のステージは、 プラチナステージです。</p> <p>※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>			

令和元年 7月 29日

高知市議会 市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 議員名 岡崎 豊



第1 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第1 四半期政務活動費	150,000
利 息	0
合 計	150,000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	4,392
研 修 費	105,252
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	49,300
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	8,928
合 計	167,872

3 収支差引額 (繰越額)

金 -17,872 円

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 16日(木) ~ 月 日()	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (3,308円×3/8の金額)	1,240円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

☆★スタンプサービス実施中!★☆

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年05月16日(木) 16:08

給油 010000

市長ケイ 様

4-現金固定 9515-6 1

※ガソリン	¥3,308
N11 22.50L/リ	¥147,000
(内消費税) 053.80	¥1,211

3,308 × 2/8 = 1,240.-

小計 ¥3,308

合計	¥3,308
(内消費税等)	¥245
お支払い	¥4,000
お釣り	¥692

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/05/16 3519 No:2608
SC:8952186-1

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	6月 6日(木) ~ 6月 30日(日)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (8,406円×3/8の金額)	3,152円 ✓
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		3	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

★★スタンプサービス実施中!★★

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年06月06日(木) 18:46
010000

給油
加付 市氏クワガ 様 9515-6 1
4-現金勘定

*レター
N11 26,051/リ 3,908
(内ガソリン税) 853.80 ¥1,401

小計 ¥3,908

合計 ¥3,908
(内消費税等) ¥289
お支払い ¥10,000
お釣り ¥6,092

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/06/06 5393 No:4935
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

★★スタンプサービス実施中!★★

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年06月24日(月) 17:17
010000

給油
加付 市氏クワガ 様 M 9515-6 1
4-現金勘定

*レター
N11 3,341/リ 498
(内ガソリン税) 853.80 ¥180

小計 ¥498

合計 ¥498
(内消費税等) ¥37
お支払い ¥1,000
お釣り ¥502

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/06/24 6997 No:7003
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

★★スタンプサービス実施中!★★

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年06月30日(日) 09:09
010000

給油
加付 市氏クワガ 様 9515-6 1
4-現金勘定

*レター
N11 27,211/リ 4,000
(内ガソリン税) 853.80 ¥1,464

小計 ¥4,000

合計 ¥4,000
(内消費税等) ¥296
お支払い ¥4,000

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339


2019/06/30 7577 No:7758
SC:8952186-1

2406 × 3/8 = 3.75

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
 政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 10日(金) ~ 月 日()		
	支出先	岡崎 豊		
目的・内容・結果等	令和元年 5月10日 午前10時~午後5時 東京都豊島区東池袋1-6-4 伊藤ビル アットビジネスセンター池袋駅別館8階 (株)地方議会総合研究所主催 議員力アップ講座 「議員の役割・権利と議会の権限」 講師：  和彦氏 / 明治大学政治経済学部講師 ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)	
	調査研究費			
	研修費	旅費・受講料等 (76,820円・ 受講料等25,432円)	102,252円 ✓	
	要請・陳情活動費			
	会議費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報公聴費			
	人件費			
	事務諸費			
			合計	102,252円
	領収証書及び支払証明書添付枚数		2	枚
備考				

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

旅 費 明 細 書

月～日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃			船賃	航空賃	車賃		宿泊料		食卓料	計
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額	実費額	日 数		
5 10	高知駅前 (6:15) 池袋 (17:13)	羽田空港	池袋 (9:54) 高知駅前 (20:45)				260		(普通) 35,490	1,340					37,580
					15.4	260			490						
							260	(普通) 35,490	490	3,000					39,240
				支度料											
				旅行雑費											
				合計		30.8	520	0	70,980	2,320	3,000	0	0	0	(支給額) 円 76,820

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 高知駅前～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。

領収証

No.

2019年5月10日

岡崎豊 様

金額 **¥25,000**

内
消費税等

現金

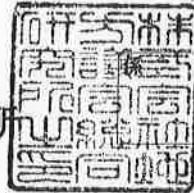
但 5月10日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

〒112-0011

収入印紙

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



〈四銀〉キャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。
※ご確認下さい。

四国銀行

お取引日	01-05-08	取扱店番	0105 00P2 0133
銀行番号	[REDACTED]		
取引区分	お支払	お取引金額	¥25,000
お取引後の残高			
お支払可能残高			
500円	100円	50円	
100円	50円	10円	手数料 10円
			¥432
お受取人 みずほ銀行 麴町支店 普通 [REDACTED] カ)チホウキ カイソウコウケンキユウシヨ 様			
ご依頼人 オカサキ ユタカ 様			
088-840-7763			
11:56			

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

議員力アップ基礎講座

議員・職員のための

議員・議会の権利・権限編

in 東京・京都

5/10(金)
10:00~17:00
東京

8/5(月)
10:00~17:00
京都

議員の役割・権利と議会の権限

1. 議員とは

- (1) 議員の役割と使命
- (2) 議員活動における留意点

2. 議員が有する権利・義務

- (1) 動議提出権 (2) 質疑・質問、討論等の発言権
- (3) 表決権 (4) 議長選挙等を行う際の選挙権
- (5) 表決に際しての投票方法等の要求権 (6) 異議申立て権
- (7) 事件等の撤回権 (8) 臨時会の招集請求権
- (9) 本会議の開議請求権 (10) 委員会の招集請求権
- (11) 議案の提出権 (12) 議員としての资格要求権
- (13) 侮辱者に対する処分要求権 (14) 請願の紹介権
- (15) 議員報酬・費用弁償・期末手当の受給権

3. 議会の権限

- (1) 議決権
(条例制定権・予算議決権等15項目の議決権・地方自治法96条2項の活用手法・議会としての修正権)
- (2) 選挙権
(議会における選挙手続き・投票の効力に対する異議・立候補制等の活用)
- (3) 監視権
(報告及び書類受理権・検閲検査権・監査請求権・調査権(100条調査権)・承認権・同意権・不信任議決権)
- (4) 意見表明権
(意見書提出権・諮問答中権・請願受理権)
- (5) 自律権
(懲罰・決定権(選挙の投票の効力・資格決定)・自主解散権等)

4. 兼業・兼職の禁止

- (1) 兼職が禁止される職
- (2) 兼業禁止における請負
- (3) 主として同一の行為をする法人



講師 廣瀬和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒、明治大学政経学部講師、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「O&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

議員・議会の権利・権限


 (株)地方議会総合研究所
 代表取締役 廣瀬和彦
 hirose@gikaisoken.jp

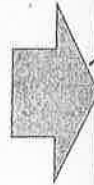
☆議員としての役割・責務 (平塚)

- ①本会議や委員会等の審議等の公務への出席に限定されず、日々の議員活動により執行機関が把握することの難しい多種多様な住民の生声・意見や要望を把握すること (選挙活動でなく議員活動を行う)
- ②住民の多種多様な意見や要望を議会の場に的確に反映する半面、特定の支持者や利益団体等の個別具体的な利益を反映するのではなく、地方公共団体全体における優先順位の高い意見・要望を勘案し反映すること
- ③中立・公平な立場に立ち、議会での十分な議員同士による討議を通じて教意見を尊重した上で表決を行うこと
- ④政治倫理にのっとり住民の範たる行動を行うこと

平塚

1. 議員とは

地方議員は、憲法93条2項により住民の直接選挙によって選ばれた住民の代表



地方公共団体の代表者

地方公共団体全体の代表者

地方公共団体全体に対する奉仕者

平塚

☆災害時における議員としての役割・責務

- ①避難所の過半数支障や在宅避難者情報のニーズの把握 (平塚、地域のリーダーとして活動する)
- ②被災地の情報収集をし、議長を窓口とする災害対策本部への情報提供をする
平塚、平塚、平塚、平塚、平塚
- ③視察における対応
平塚、平塚、平塚
- ④議会・議員の持つ政治力を駆使し国や関係期間に対し要望活動を行う

2. 議員が有する権利・義務
(1) 会議内の権利

- ① 発言の自由権 発言の自由
- ② 質疑、質問、討論等の発言権
 - ③ 表決権
 - ④ 議長選挙等を行う際の選挙権
 - ⑤ 表決に際しての投票方法等の要求権
 - ⑥ 異議申立て権
 - ⑦ 事件等の撤回権

5

(2) 会議外の権利

- ② 本会議の開議請求権
- ③ 委員会の招集請求権
- ④ 議案の提出権
- ⑤ 議員としての資格を有しているかどうか等の要求権
- ⑥ 侮辱者に対する処分請求権
- ⑦ 請願の照会権
- ⑧ 条例による議員報酬、費用弁償及び期末手当の受給権

6

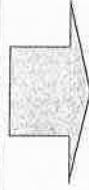
3. 議会の権限
☆分類

- (1) 議決権
- (2) 選挙権
- (3) 監視権
- (4) 意見表明権
- (5) 自律権

7

(1) 議決権

議決権とは、地方公共団体の意思又は機関としての議会の意思を決定するために議会に付与された権限をいう



議会は、憲法93条で地方公共団体の「議事機関」として設けられたものであるから、議決権は議会の本来的かつ中心的な権限

8

☆憲法93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

① 条例の制定・改廃 (法96条1項)
☆ 条例と規則の意義

意義

地方公共団体が自治立法権に基づいて制定する法の一種形式であるもの
地方公共団体の長が定めるものであり、自治法規の中で条例に次ぐ地位を占めているもの

規定条 地方自治法14条

文 地方自治法15条

地方公共団体の意思を決定する権限は、すべて議会に付与されているのか？



議会の権限が及ぶ範囲は、そのうちの基本的なもの又は重要なものの決定に限られている

限定的な事項

☆ 条例に関する規定

法96条

法14条

法2条

① 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
一 条例を設け又は改廃すること。

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができ。

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

※地方公共団体の事務であっても長その他の執行機関の専属的権限とされている事項については条例で規定することはできない。

☆規則に関する規定

【法15条】

普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規則を制定することができる。

13

☆条例制定権の根拠

条例制定権の根拠は？



【憲法94条】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

15

☆条例と規則の優先順位

条例と規則のいずれによつて規定せらるべきか明確にされていなければ、いづれによつて定められた規定が優先するものではない。

事項について両者が矛盾する定めを設けているような場合

条例が優先

14

☆条例の法的限界 6種類

① 国が国の法令の明文の規定に明らかに抵触している条例は制定できない。

② その内容が国の法令の明文の規定に明らかに抵触している条例は制定できない。

③ 国の法令が規律している事項と同一の事項について当該法令と異なつた目的で規律する条例は制定できる。(軽犯罪法と迷惑防止条例)

④ 国の法令がある事項につきそのうちの一定の範囲・対象について一定の規制を行っている場合に条例により同一の目的のもとに国の法令により規制が行われていない範囲・対象について必要な規制を行う(横出し条例)。

⑤ 国の法令がある事項において一定の規制を行っている場合に条例により同一の事項についてより厳しい規制を行うとする場合(上乗せ条例)

⑥ 国の法令の特別な授權に基づいて制定される条例についてはその授權の限界を超える条例は制定できない。

Handwritten notes in Japanese, including "条例が優先" and "目的が異なる" with arrows pointing to specific points in the list.

16

☆横出し条例例（大気汚染防止法32条）

この法律の規定は、地方公共団体が、ばい煙発生施設が、ばい煙発生施設について、そのばい煙発生施設において発生するばい煙以外の物質の大気中への排出に関し、及び排出するばい煙以外の物質の大気中への排出に関し、ばい煙発生施設において発生するばい煙の大気中への排出に関し、揮発性有機化合物の排出について、その揮発性有機化合物の排出施設に係る揮発性有機化合物以外の揮発性有機化合物の排出について、その揮発性有機化合物の排出施設以外の揮発性有機化合物の排出に関し、一般粉じん発生施設以外一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設において発生し、又は飛散させる施設に関し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設において発生し、又は飛散させる施設に関し、一般粉じん発生施設において発生し、又は飛散させる施設に関し、特定粉じん発生施設において発生し、又は飛散させる施設に関し、特定粉じん発生施設において発生し、又は飛散させる施設に関し、特定粉じん発生施設以外粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設において発生し、又は飛散させる施設に関し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設において発生し、又は飛散させる施設に関し、特定粉じん排出等作業以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの排出又は飛散に関し、水銀排出施設について、その水銀排出施設に係る水銀等以外の物質の大気中への排出に関し、並びに水銀排出施設以外水銀等を大気中に排出する施設について、その施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

17

☆条例と罰則

【地方自治法14条】

③普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

19

☆上乗せ条例例（水質汚濁防止法3条3項）

都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

18

☆千代田区ポイ捨て条例

【安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例】 (過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 推進モデル地区内において第9条第1項の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者
- (2) 第21条第3項の規定に違反して路上禁煙地区内で喫煙し、又は吸い殻を捨てた者（前号に該当する場合を除く。）

20

☆条例案の提案権

条例案の提案権は？



地方自治法112条1項で議員に、長には地方自治法149条1項で与えており、一般的には、条例案の提案権は、議員と長の両者にある

☆議案の種類

機関意思決定議案

議会の議決が単に議会そのもの意思を決定するにとどまるもの(例)意見書

長の事務執行の前提としての議案

長がその権限に属する事務を執行するに当り、その前提として議会の議決を要することとされているもの(例)副市長村長の選任の同意

☆議案提案権の規定

【法112条】

①普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。

議員が議

【法149条】

①普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。
1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

☆条例の提案権

長のみ提案権を有する

行政機関の設置条例、内部組織条例等

議員のみ提案権を有する

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等の設置条例等

長のみ提案権を有する

特別会計設置条例(同法209②)、弾力条項の適用がある特別会計を定める条例

長及び議員が提案権を有する

職員定数条例、公の施設の設置及び管理に関する条例

議決権あり

議決権あり

☆千代田区内部組織条例 (地方自治法158条に基づく)

千代田区組織条例
東京都千代田区内部組織条例(昭和40年千代田区条例第1号)の全部を次のように改正する。

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第108条第1項の規定に基づき、千代田区長の権限に属する事務を分担するため、千代田区に次の部を置く。

- 行政課
- 民生部
- 保健課
- まちづくり推進部
- 環境交通部

(分掌事務)
一般行政(昭和59年令第5号・40年1号・平成5年4号・10年2号・11年2号・12年1号・14年2号・16年14号)

第2条 第1項の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区民の生活の向上を図るに努めること。
 - (2) 区民生活の行政に努めること。
 - (3) 区民生活の行政に努めること。
 - (4) 広報及び公衆に関すること。
 - (5) 区民生活の向上を図るに努めること。
 - (6) 区民生活の向上を図るに努めること。
 - (7) 区民生活の向上を図るに努めること。
 - (8) 区民生活の向上を図るに努めること。
 - (9) 区民生活の向上を図るに努めること。
 - (10) 区民生活の向上を図るに努めること。
- 区民生活部
- (1) 地域振興に関すること。
 - (2) 統計調査に関すること。
 - (3) 統計調査に関すること。
 - (4) 文化、生活実態及びスポーツの振興に関すること。
 - (5) 特別地区及び特別地区に非該当地区に関すること。

☆千代田区議会委員会条例 (地方自治法109条に基づく)

千代田区議会委員会条例
(常任委員会の設置)

- 第1条 議会に常任委員会を置く。
- 第2条 委員は、次のとおりとする。委員定数及びその所属。
第1条 委員は、次のとおりとする。委員定数及びその所属。
(1) 常任委員の定数、委員の定数及びその所属は次のとおりとする。
(2) 常任委員の定数、委員の定数及びその所属は次のとおりとする。
(3) 常任委員の定数、委員の定数及びその所属は次のとおりとする。
(4) 常任委員の定数、委員の定数及びその所属は次のとおりとする。
(5) 常任委員の定数、委員の定数及びその所属は次のとおりとする。
(6) 常任委員の定数、委員の定数及びその所属は次のとおりとする。

- 第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。
- 第4条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。
- 第5条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。

- 第6条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。
- 第7条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。
- 第8条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。
- 第9条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。
- 第10条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、発任者の選任された日から起算し、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行われたときは、発任の日から起算する。

☆京都市特別会計条例 (地方自治法209条)

〇京都市特別会計条例

昭和59年3月27日
第22号

- 京都市特別会計条例
地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (2) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (3) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (4) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (5) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (6) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (7) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (8) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (9) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (10) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (11) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (12) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。
 - (13) 京都市特別会計(昭和22年法律第67号)第109条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。

☆議会事務局設置条例 (法138条) ¹⁵⁴

〇千代田区議会事務局条例

昭和59年3月27日
第22号

千代田区議会事務局設置条例

東京都千代田区議会事務局条例 (昭和26年千代田区条例第10号) の全部を改正する。

(事務局の設置)

第1条 千代田区議会に、事務局を置く。

(委任規程)

第2条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

☆公の施設の設置及び管理に関する条例 (法244条の2)

昭和三十九年三月十九日
条例第一号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

昭和三十九年三月十九日
条例第一号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

(総則)

第一条 公の施設の設置及び管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(公の施設の設置等)

第二条 公の施設を のとおり設置する。

2 法律の規定により設置する公の施設の名称、位置等は、 のとおりとする。

π

☆議員提案条例と予算

○議員の提案と本条の関係（行実昭和31.9.28）
問 第239条の4（現行法は本条）の規定は、議員の提案する事項については、この制限はないか。
答 お見込のとおりであるが、翻案の趣旨を尊重して運営されるべきものと考え。

☆条例提案に係る予算上の措置

【法222条】

①普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

π

☆条例の議決手続 一般的な議決方法

【法116条】

この法律に特別の定めがある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



例外として特別多数議決あり(例)事務所の位置を定める条例、重要な公の施設を廃止する条例

☆ 条例の議決に対する長の再議

議会における条例の制定 議決が議会の権限を超え、
改廃に関する議決に異議 又は法令若しくは会議規
があるとき 則に違反すると認めると
き

手紙を1封

宛先

☆ 再議(法176条4項)

【法176条】

④ 普通地方公共団体の議会の議決又は
選挙がその権限を超え又は法令若しく
は会議規則に違反すると認めるときは、
当該普通地方公共団体の長は、理由を
示してこれを再議に付し又は再選挙を
行わせなければならない。

☆ 再議(法176条1項)

【法176条】

① 普通地方公共団体の議会の議決につ
いて異議があるときは、当該普通地方
公共団体の長は、この法律に特別の定
めがあるものを除くほか、その議決の
日(条例の制定若しくは改廃又は予算
に関する議決については、その送付を
受けた日)から10日以内に理由を示
してこれを再議に付することができる。

☆ 再議条文

法176条1項

① 普通地方公共団体の議会の議決
について異議があるときは、当該
普通地方公共団体の長は、この法
律に特別の定めがあるものを除く
ほか、その議決の日(条例の制定
若しくは改廃又は予算に関する議
決については、その送付を受けた
日)から10日以内に理由を示し
てこれを再議に付することができる。

法176条4項

④ 普通地方公共団体の議会の議決
又は選挙がその権限を超え又は法
令若しくは会議規則に違反すると
認めるときは、当該普通地方公共
団体の長は、理由を示してこれを
再議に付し又は再選挙を行わせな
ければならない。

☆法176条4項再議

市会たより臨時号「再議について」

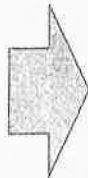
再議について 名古屋地方裁判所が河村市長の訴えを退ける判決
名古屋市会では、平成22年6月定例会において、議案提案の「公開事業審査の実施に関する条例」を可決し、また、市長提案の「中期戦略ビジョンの策定」を修正して可決しました。
公開事業審査条例の制定
市の事業を点検、見直しするために行う事業審査の仕組みについて定めるものです。
中期戦略ビジョンの修正(主な趣所)

市長提案(修正前) 市会の修正後
新しい住民自治の仕組みとして「地域委員会」の創設に向けた検討
をすすめる
市民税減額等を実施します
冷暖房のいないまま
議論を重ねて、条例をつくりました！

河村市長は、この2つの議決は議会の権限を超え、違法であると主張して、議決を見直すよう議会に求めました(特別拒否権としての再議)。名古屋市会では、平成22年9月定例会において、再び同じ内容で議決しました。

② 条例に対する修正の範囲

提案された条例に対する議会の修正権の範囲は？



一定の修正を行うことが認められるが、長の提案権を侵害するような修正はできない

☆条例の効力発生手続き

議会が条例を議決



議長は3日以内に長に送付(法16条1項)

条例に特別の定めがある場合を除き、公布の日から起算して10日を経過した日から施行(法16条3項)



長は再議その他の措置を講ずる必要がない場合20日以内に公布の義務(法16条2項)

☆さいたま市条例

○さいたま市の休日を定める条例

平成13年5月1日
条例第2号

(市の休日)

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日
- 2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。
(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

② 予算議決権

予算の目的

地方公共団体の行政を計画的・効率的かつ民主的に推進していくため住民の負担等によって確保された財源を住民の意思を反映させつつどのように支出していくかということを明らかにしたもの

予算議決権

【法96条1項2号】
予算を定めること。

4 1

☆ 一般会計と特別会計

収益事業・事業・公営企業会計以外の特別会計（母子福祉資金貸付会計など法令によるもの・用地会計・公債費会計等）

収益事業会計（競輪・競馬事業等）

事業会計（国民健康保険会計など法令によるもの）

公営企業会計（水道・鉄道事業等）

4 3

☆ 予算の種類

補正予算

法218条1項

既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算

暫定予算

法218条2項

当初予算が年度開始前に議決されないうちの一定期間に係るものとして調整される予算

4 2

☆ 予算の内容

①歳入歳出予算

②継続費

③繰越明許費

④債務負担行為

⑤地方債

⑥一時借入金

⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用

4 4

☆提出時期と提出資料
☆提出時期

☆地方自治法211条1項

中29日 (都道府県及び政令市)

中19日 (その他の市町村)



4 5

②予算に関する提出資料 (法211条・施行令144条)

歳入歳出事項別明細書、給与費明細書

継続費の事業進行状況等調書

債務負担行為の調書

地方債の現在高等の調書

その他予算の内容を明らかにするため必要な書類

4 7

☆地方自治法211条

- ①普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようになしななければならない。
- ②普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しななければならない。

46

☆一般的に議会に提出されている資料

重要施策の概要

新規施策等の概要

単独事業の概要

財政状況、予算の累年比較分析



議会は長に対し予算編成過程の資料を要求することできない

4 8

☆予算の審議手法

【法149条】

普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

① 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。

【法112条】

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

【法96条】

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

① 2 予算を定めること。

【法97条】

② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

4 9

☆地方自治法176条

☆一般的拒否権 (法176条1項)

再議の対象

普通地方公共団体の議会の議決

再議に付すこと
ができる期間

その議決の日 (条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日) から10日以内

再議後の確定議決

条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の3分の2以上の者の同意 (それ以外は過半数議決)

☆一般的拒否権の対象となる再議

① 長提出条例に対する修正可決の場合

② 議員提出条例における原案可決及び修正可決

③ 予算に対する修正可決

④ 地方自治法96条2項による追加議決事件

☆法律に特別の定めのある場合

法176条4項再議

法177条1項再議

九

☆一般的拒否権の再議に付し得る期間

期間	要件	再議が可能な場合
----	----	----------

議会の議決があり議長から送付を受けてから10日以内

再議書が議長に到達

同一会期中でも再議内容を告示し招集した臨時会でもOK

九

☆否決に対する一般的拒否権としての再議

再議に付することから否決	否決
--------------	----

議決が効力を生ずることについて又はその執行に関して意義若しくは支障のある議決をい

効力又は執行上の問題が生じないの
で再議の対象とならない

☆再議に当たっての留意点

再議理由の有無	執行の有無	議決の再議に付する再議の是非
---------	-------	----------------

理由が必ず必要

長が執行する前でない(行
できない(行
実昭和23.
9.22)

不可能

☆一般的拒否権での再議の効果

再議の効果 再議の対象の再議は、議会の議決の行われ
た時にさかのぼってその効力を失う

議会の議決の対象となる案件の全体（行
実昭和23.10.30）

議決が確定する

☆特別的拒否権による再議

法177条1
項1号再議

法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費を削除し又は減額する議決をしたとき

法177条1
項2号再議

非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費を削除し又は減額する議決をしたとき

☆再議に対する議会の対応と取扱い

再議決をしない場合の効力	その後の取扱い	再議と異なる議決となる	再議の趣意
--------------	---------	-------------	-------

緊急性により専断処分の対象（行実昭和23.7.7）

審議未了・廃案

新たな議決を解され再議が可能

認められない

☆一般的拒否権と特別的拒否権の再議の違い

一般的拒否権	再議を行うかどうかは、長の任意の権限にわたってなされている
--------	-------------------------------

特別的拒否権

再議を行うのは長の義務

☆法177条1項1号再議と法117条1項2号再議の違い



法177条2項再議 原案執行権又は不信任議決

元

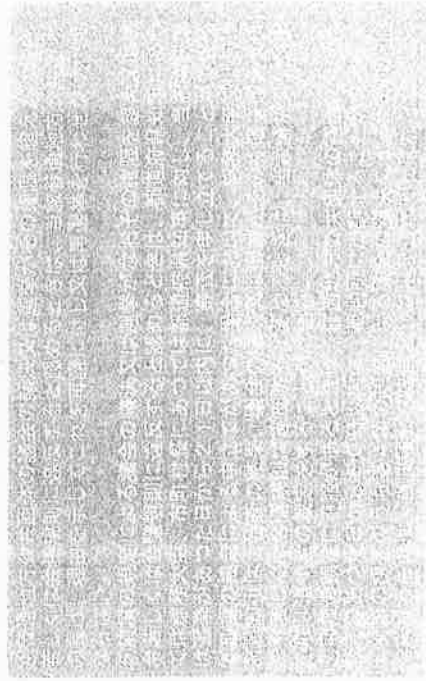
☆法176条4項再議の対象



議会の違法な議決又は選挙
地方自治法118条1項及び法127条1項における決定は含まない

元

☆法176条4項再議



議会の権限外の事項について議決又は選挙を行うこと
権限を越える場合以外は一切の違法な場合を含み手続きや要件の瑕疵、内容や結果の法令違背を含む

元

☆法176条4項再議の解釈



議会の権限外の事項について議決又は選挙を行うこと

権限を越える場合以外は一切の違法な場合を含み手続きや要件の瑕疵、内容や結果の法令違背を含む

元

☆法176条再議の期限

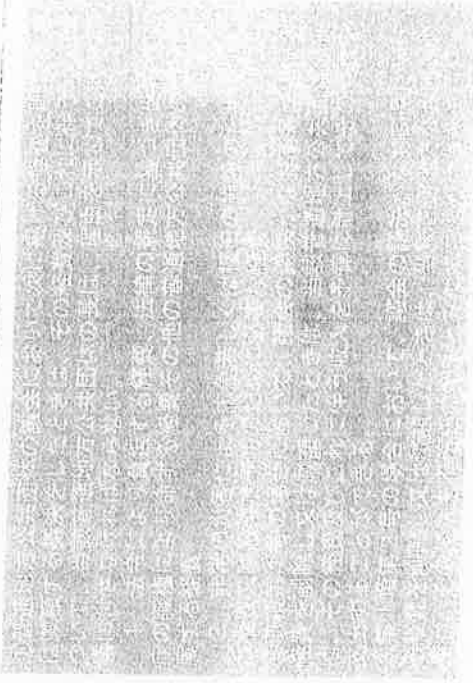
期限

執行着手後の再議

法律上特に規定なし

可能

☆法177条1項再議



☆再度の違法な再議決に対する取扱い

都道府県知事であつて、裁定に不服がある場合は、
は、総務大臣、市町村長、市町村長には、議会又は長は、
こあつては、都道府県知事、裁定のあつた日からも
事に対し当該議決又は、0日以内に裁判所に申
立てを要する。審査の中
21日以内に審査の中
立てを行つて、か
る、総務大臣等が申立
てかあつた日から90
日以内に裁定

☆法177条1項1号再議

法令により負担する
経費
及び法律の規定に基
づく当該行政の職
権により命ずる経費
以外の経費であつて、
法律上の原因により当
該団体が当該年度にお
いて議決の当時既に支出
する義務が確定してい
るものを指す

法令の規定に基づき、
当該行政の職権に
より命ずる経費

法令の規定に基づいて
地方公共団体に命ず
る経費の負担を命ず
る行政が、その職権
に基づき当該地方公共
団体に負担すべきこと
を命じた経費を指す

執行される専務自体
は当該地方公共団体の
事務に属さないもの
の、その経費負担の
みを特に義務づけら
れているような場合

☆法177条1項1号再議の効果

再度の議決の結果、議決がなされたときは、議決は撤回し又は減額したとき

長はその経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる（原案執行権）

☆法177条1項2号再議に対する取扱い

原案執行権

長に対する不信任議決権（再議決後の予算の送付があった日から10日以内に解散）

☆法177条1項2号再議

地震の災害による被害の復旧の費用は、復旧の費用に必要経費を要するに必要経費

震災による罹災者救援の費用、大雨による道路橋梁の復旧の費用などをいう
伝染病予防法の規定により負担する費用であると否とを問わず、およそそれが緊急を要するからざるものすべてを含む

☆予算に対する再議

議会の議決（予算の議決）について異議があるときは10日以内に理由を示して再議（法176条1項再議）

予算の議決がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときに再議（法176条4項再議）

法令により負担する経費等を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入をせしめし再議（法177条1項1号再議）

非常の災害による応急経費等を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入をせしめし再議（法177条1項2号再議）

出席議員の3分の2以上の議決で確定

議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは審査請求・出訴が可能

再度削除または減額した場合、原案執行が可能（法177条2項）

再度削除または減額した場合、不信任議決とみなすことが可能（177条3項項）

☆予算審議手法

- ② 予算特別委員会に付託し、各常任委員会を分科会として設置し審査する方法
- ③ 予算常任委員会に付託し、各常任委員会を分科会として設置し審査する方法
- ④ 常任委員会に分割付託し審査する方法

7 3

☆予算の審議方法①

【4-3】予算審査常任、決算審査常任、予算・決算審査常任委員会の設置状況

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口規模別	予算審査常任 設置している	予算審査常任 設置していない	決算審査常任 設置している	決算審査常任 設置していない	予算・決算 審査常任 設置している	予算・決算 審査常任 設置していない
5万人未満	18 (6.6%)	4	4	41 (15.1%)	41	0
5~10万人未満	3	6	6	34 (13.3%)	34	0
10~20万人未満	12 (7.7%)	4	4	71 (13.5%)	71	0
20~30万人未満	1	1	1	2 (4.3%)	2	0
30~40万人未満	3 (10.7%)	3	3	3 (10.7%)	3	0
40~50万人未満	1 (4.5%)	0	0	2 (9.1%)	2	0
50万人以上	0	0	0	1 (6.7%)	1	0
指定都市	1 (5.0%)	0	0	1 (5.0%)	1	0
全市	49 (6.0%)	18 (2.2%)	18	105 (12.9%)	105	0
814						

7 4

☆予算の審議方法②

【5-3】予算審査特別、決算審査特別、予算・決算審査特別、予算及び決算以外の特別委員会の設置状況

(平成29年1月1日~12月31日)(単位:市の数)

人口規模別	予算審査特別 設置している	決算審査特別 設置している	予算・決算 審査特別 設置している	予算及び 決算以外 の特別委員 会設置している
5万人未満	130 (47.8%)	191 (70.2%)	191 (70.2%)	217 (79.8%)
5~10万人未満	116 (45.3%)	130 (58.6%)	130 (58.6%)	192 (75.0%)
10~20万人未満	75 (48.4%)	98 (63.2%)	98 (63.2%)	122 (78.7%)
20~30万人未満	24 (52.7%)	34 (73.9%)	34 (73.9%)	38 (82.5%)
30~40万人未満	10 (35.7%)	17 (60.7%)	17 (60.7%)	27 (78.5%)
40~50万人未満	7 (31.8%)	16 (72.7%)	16 (72.7%)	20 (90.9%)
50万人以上	10 (66.7%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	15 (100%)
指定都市	11 (55.0%)	16 (80.0%)	16 (80.0%)	18 (90.0%)
全市	383 (47.1%)	536 (65.8%)	536 (65.8%)	644 (79.1%)
814				

7 5

☆特別委員会の性質

① 2以上の常任委員会の所管に属する
ある議案を審査するとき

② 1つの常任委員会の所管に属する議案
であっても重要な議案を審査するときに
設置

③ 付託事件の性格は毎年度生ずるもので
ないこと

7 6

☆行政実例昭和29年9月3日

「行政実例昭和29年9月3日」の審議内容



「行政実例昭和29年9月3日」の審議結果

77

元

☆予算編成過程への関与の是非

「行政実例昭和29年9月3日」の審議結果

79

☆分割付託の長所、短所

各常任委員会で詳細に審査できる

議員全員が予算の審査に参加できる

常任委員会で一斉に審査するので短い日数で審査が終了する

議案一体の原則に反する

各委員会での採決結果が異なることがある

総務委員会を除き歳入歳出の修正を行うことができない

78

元

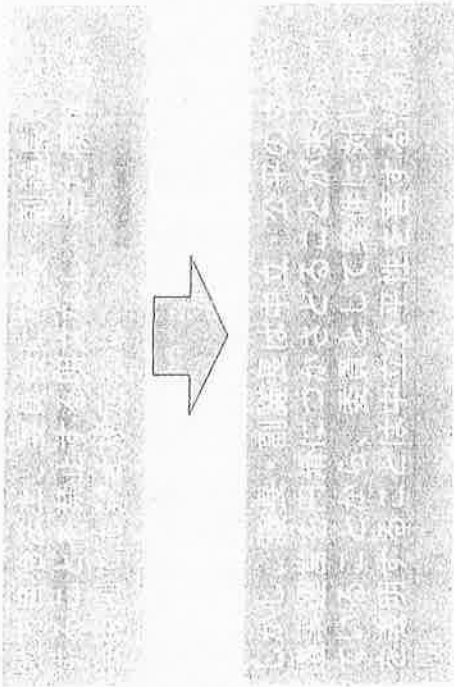
☆予算編成過程の公表 (富士見市)

平成29年度事業別予算の要求及び審査状況(給与費及び経費的ない一般事務費等を除く。)

科目	事業名	事業内容	要求額	議決額	差額	議決率
一般行政	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	2,476	2,476	0	100
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	43,976	22,481	22,070	51
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	4,714	4,641	73	99
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	38,200	29,496	8,704	77
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	1,596	1,596	0	100
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	114,407	204,277	89,870	180
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	62	62	0	100
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	17	17	0	100
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	200	200	0	100
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	3,446	13	3,433	0
	議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	6	274	268	4600
議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	8	769	761	9488	
議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	4	241	237	5925	
議会事務局	議会事務局(議事録作成等)	4	241	237	5925	

80

☆予算委員会と正副議長の取扱い



8 1

☆予算委員会②(議長・副議長を除く)

特別委員会

必要に応じ、特定の事件を審査するために設置される委員会で、設置目的の案件審査が終了すれば廃止されます。

予算特別委員会

予算の審査を行います。正副議長を除く全議員で構成されます。

決算特別委員会

決算の審査を行います。正副議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成されます。

お問い合わせ

このページは、議会事務局が担当しています。

市役所田舎行舎 〒188-8666 西武野市南町五丁目6番13号 田舎行舎議会棟3階

電話：042-460-9860 ファクス：042-469-4058

お問い合わせはパソコンを利用する

8 3

☆予算委員会①(議長を除く)

8 2

☆予算委員会③(全議員で構成)

委員会

市の仕事は予算に頼り、議員は市民の代表者です。そこで、本会議での議決を効果的に行うため、本会議で選出された議員で構成する委員会を設け、能率的に審査しています。

常任委員会

現行特別委員会

議会運営委員会

監査委員(議長を除く)

◎ 当初予算、各会計決算の審査のために次の特別委員会が設置されます。

① 予算決算特別委員会
全議員で構成する特別委員会を設け、当初予算について審査を行います。

② 決算特別委員会
監査委員を除く全議員で構成する特別委員会を設け、各会計決算について審査を行います。

8 4

☆ 地方自治法 179条

第179条 地方公共団体の議会は、次に掲げる経費を削減し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、これを再議に付さなければならない。



☆ 当初予算否決の留意点

法177条1項再議（特別的拒否権）

法177条1項再議（特別的拒否権）

法177条1項各号に掲げる経費を内容に含むものを、議会が否決した場合、議長はその予算案を再議に付さなければならない。

☆ 専決処分不承認における必要な措置（東久留米市）

東久留米市 HIGASHI-KURUME CITY

トップページ | **暮らしの情報** | **福祉案内** | **市政情報** | **文化スポット** | **イベント**

〒157-0852 東京都東久留米市城崎4丁目1番5号 TEL: 042-352-3111 FAX: 042-352-3110

専決処分の概要

平成24年度一般会計予算の専決処分不承認については、ご説明します。

ページ番号 100508 印刷日 平成27年5月24日

専決処分を行う場合について

専決処分とは、条例により、市長、市長補佐、市長の職務代理人の職務を代行するものとして、専決処分を行うこととするものである。専決処分を行う場合は、専決処分を行う前に、市長、市長補佐、市長の職務代理人の職務を代行するものとして、専決処分を行うこととするものである。専決処分を行う場合は、専決処分を行う前に、市長、市長補佐、市長の職務代理人の職務を代行するものとして、専決処分を行うこととするものである。



☆ 法177条

【法177条】

① 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削減し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

1 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

2 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

② 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削減し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

☆予算に対する修正

（地方法令第97条）
「第97条第2項で、増額してこれを議決するときは、増額した額を議決するに当たり、普通地方公共団体の長の同意を得なければならない。但し、普通地方公共団体の長の同意を得ないときは、第97条第1項の規定にかかわらず、増額した額を議決することができる。」

93

☆予算修正の種類

増額修正 法97条2項で「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の同意を得ないときは、第97条第1項の規定にかかわらず、増額した額を議決することができる。」と規定

94

元

☆予算増額修正の範囲

予算の総額を増額する場合

予算の総額を修正せずに科目の相互間で増減額を行う場合

95

元

☆長の提出の権限を侵すの解釈

当該予算の趣旨を損うような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になる



規模

当該予算全体との関連

当該地方公共団体の行財政運営における影響度等

96

☆予算修正案①

定款修正案

7. 修正案の提出(公職17、法115)
その1(法115条の2の規定による修正案)

提案第 号	
件 名	
上記の議案に対する修正案を議案のとおり地方自治法第115条の2及び公職選挙法第17条の規定により提出します。	
年 月 日	
OO市議会議員 殿	
提出者	OO市議会議員
(議案定数の12分の1以上の有数の選挙)	

別紙(修正案)

☆予算修正案②

口の子料修正とその取り扱いとの関係

号 別	原 案	修正案	高 度	備 考
1	A 107 B 200	A 50 B 300	議案の修正案である。(97年度開始の修正)	
2	A 108 B 200	A 40 B 300	議案の修正案である。(97年度開始の修正)	
3	A 100 B 200	A 50 B 250	議案の修正案である。(97年度開始の修正)	
4	A 100 B 200	A 0 B 0	議案の修正案である。(97年度開始の修正)	
5	A 107 B 200	A 50 B 250	議案の修正案である。(97年度開始の修正)	

号 別	修正案	原 案	高 度	備 考
1	1,800	1,200	300	議案の修正案である。(97年度開始の修正)
2	3,700	3,000	700	議案の修正案である。(97年度開始の修正)
3	1,500	1,200	300	議案の修正案である。(97年度開始の修正)
4	1,200	1,150	50	議案の修正案である。(97年度開始の修正)
5	1,600	1,200	400	議案の修正案である。(97年度開始の修正)

☆予算修正案①

(例) 平塚△市議OO市(附付)一般会計予算修正案
入 入

款 項	修正案	原案	増減
1 市(附付)税	57,500	56,100	1,400
2 市(附付)税	57,500	56,100	1,400
入 入 計	245,500	244,100	1,400

変更(12)
000000
0000
(平塚市議)

款 項	修正案	原案	増減
1 歳入	21,200	21,200	0
3 民生	35,500	34,500	1,000
4 衛生	6,500	6,500	0
7 歳入	17,000	16,000	1,000
8 上水	94,000	93,000	1,000
9 下水道	70,500	70,500	0
計	407,200	407,200	0

☆予算修正動議 (札幌市)

議案第1号 平塚市議OO市(附付)一般会計予算修正案
議決の付託

議案第1号 平塚市議OO市(附付)一般会計予算修正案
議決の付託

款 項	修正案	原案	増減
6 地方債	114,000	114,000	0
7 ゴルフ場整備費	114,000	114,000	0
8 公園整備費	1,100,000	1,100,000	0
9 児童福祉費	2,400,000	2,400,000	0
10 市民生活費	2,400,000	2,400,000	0
11 地方交付金	1,000,000	1,000,000	0
12 地方交付金	1,000,000	1,000,000	0
計	11,000,000	11,000,000	0

☆予算修正動議 (明石市)

第1条 明石市(以下「市」とする)の歳入歳出予算(以下「予算」とする)は、附屬動議(以下「動議」とする)を以て修正する。
 第2条 明石市(以下「市」とする)の歳入歳出予算(以下「予算」とする)は、附屬動議(以下「動議」とする)を以て修正する。
 第3条 明石市(以下「市」とする)の歳入歳出予算(以下「予算」とする)は、附屬動議(以下「動議」とする)を以て修正する。

(単位：千円)

科	目	修正前	修正後	増減
1 教育	1-1 学費	10,000,000	10,000,000	0
	1-2 雑費	10,000,000	10,000,000	0
計		20,000,000	20,000,000	0

(単位：千円)

科	目	修正前	修正後	増減
9 教育	9-1 学費	10,000,000	10,000,000	0
	9-2 雑費	10,000,000	10,000,000	0
計		20,000,000	20,000,000	0

(単位：千円)

科	目	修正前	修正後	増減
10 教育	10-1 学費	10,000,000	10,000,000	0
	10-2 雑費	10,000,000	10,000,000	0
計		20,000,000	20,000,000	0

第3条 地方債の一覧を次のように定める。

債名	債種	債額	償還期	償還方法
10年度地方債	地方債	10,000,000	10年	元金均等償還
11年度地方債	地方債	10,000,000	10年	元金均等償還
計		20,000,000		



☆予算に対する増額修正(四日市市)

修正箇所	増減	理由	可決
平成22年度一般会計予算(国庫補助金等(国庫補助金関係部分)における国庫補助金の追加に伴う増額)	増	国庫補助金関係部分(国庫補助金関係部分)の増額	可決
平成22年度一般会計予算(生活に身近な建設整備事業費の増額)	増	生活に身近な建設整備事業費の増額	可決
平成22年度一般会計予算(私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額)	増	私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額	可決
平成22年度一般会計予算(私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額)	増	私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額	可決

☆予算に対する増額修正(田川市)

常任委員会の審査状況

総務文教委員会

平成22年度一般会計予算を修正

本市の財政状況は厳しく、市債の発行は厳しく抑制し、歳入不足の解消を図る必要がある。また、少人数教育の実現を図るため、国庫補助金等(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。また、生活に身近な建設整備事業費の増額を図る必要がある。また、私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。また、私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。

委員会は、少人数教育の実現を図るため、国庫補助金等(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。また、生活に身近な建設整備事業費の増額を図る必要がある。また、私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。また、私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。

委員会は、少人数教育の実現を図るため、国庫補助金等(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。また、生活に身近な建設整備事業費の増額を図る必要がある。また、私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。また、私立学校等運営費補助金(国庫補助金関係部分)の増額を図る必要がある。



☆条例に対する修正案参考例

- 例1 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(平成20年北海道条例第92号)
- 第1条 北海道特別職員の給与等に関する条例の一部改正(昭和31年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第203条第2項及び第5項を「第203条の2第2項及び第4項」に改める。
- (北海道特別職員の報酬等審議会条例の一部改正)
- 第2条 北海道特別職員の報酬等審議会条例(昭和40年北海道条例第50号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「の議員報酬」に改める。
- (北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部改正)
- 第3条 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例(平成13年北海道条例第41号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第100条第15項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。
- (以下略)

☆修正の動議と執行科目（目節）

議会が予算について議決権を行使することができるのは予算案に対する款項についてだけでなく、長が提出した歳入歳出予算事項別明細書は議決の対象にならない

しかし予算に対する修正の具体的な内容は目節を中心とした事項別明細書を修正したものを同時に提出しなければ分からないため提出の必要性あり

101

☆修正の動議の提出時期

本会議で予算の提案理由説明後に、議長に対し議員が修正の動議が提出する場合があります

本会議における修正の動議は委員会審査終了後、委員長報告後、討論開始前までに提出することとされている

101

☆明石市修正動議（事項別明細書）

(参考) 平成25年度明石市一般会計予算修正に関する説明書
歳入歳出予算事項別明細書

款	目	修正案	原案	節	修正案	原案	説明
19	1	7 歳付費	876,000	5 歳付費	0	70,000	修正関連費 調整関係費 低名雑費
							(単位：千円)
1 歳入							
2 歳出							
款	目	修正案	原案	節	修正案	原案	説明
9	2	学校教育費	991,111	13 専任教員	331,474	461,474	修正関連費 調整関係費 低名雑費
							(単位：千円)

101

☆修正の動議と予算案の審議方法

修正の動議は予算に付随するものですが一括議題にし、両者に対して討論を行ったのち採決するのが一般的

理論的には別個に討論・採決が可能

101

☆予算の成立

法211条により当初予算については、年度開始前に議会の議決を経なければならない



当初予算を年度開始前に議決しない場合、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」に該当すると、長が専決処分することも理論的には可能

1 0

☆補正予算の修正（増額修正）留意点

規定予算のうち補正の対象とされていない部分については修正することができない

補正予算に関する部分のみが増額修正の対象

【行実昭和52年通知】

地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい。

1 1

☆予算に対する修正以外の議会意思の表示



②予算に対する附帯決議

③予算に対する執行留保決議

1 1

☆予算組替え動議

予算組み替えの動議とは、議員の求める修正事項について、長がこれを認めて予算を再提出することを求める動議をいう



予算に対する修正が複雑な内容や多岐にわたる内容であり、議会事務局が限られた会期日数において作成することが困難な場合に活用

1 1

☆予算組替え動議の要件と形式

予算組み替え動議は市会規16条における
発議者のほかに〇人以上の賛成者が必要
とする提出要件で足りる



法的要件あり

②長に予算を撤回し予算を修正して再提出する旨を記載

補正案の作成

☆予算組替え動議①(川崎市)

「議案第39号 平成23年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

- 「議案第39号 平成23年度川崎市一般会計予算」、「議案第40号 平成23年度川崎市議会特別会計予算」、「議案第47号 平成23年度川崎市議会特別会計予算」、「議案第50号 平成23年度川崎市生田緑地ポルゴ事業特別会計予算」、「議案第51号 平成23年度川崎市公共用地先行取得事業特別会計予算」、「議案第54号 平成23年度川崎市下水道事業特別会計予算」、「議案第55号 平成23年度川崎市水道事業会計予算」、「議案第56号 平成23年度川崎市工業用水道事業会計予算」について、市長は別紙表欄により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

☆予算組替え動議②(川崎市)

3 組替えの内容等

不安定な大規模事業の中止と基金からの借入れなどにより、約7.2億円を確保し、次の1回、繰上予算の組替え」の議案を再提出する。

1 平成23年度川崎市一般会計予算案（川崎産業商中共同会、産業連関基金409万円、特別基金等）の中止（約8,493万円、市営案件の削減約5億2,934万円）

2 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）
3 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）
4 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）
5 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

6 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

7 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

8 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

9 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

10 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

11 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

12 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

13 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

14 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

15 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

16 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

17 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

18 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

19 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

20 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

21 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

22 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

23 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

24 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

25 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

26 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

27 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

28 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

29 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

30 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

31 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

32 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

33 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

34 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

35 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

36 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

37 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

38 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

39 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

40 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

41 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

42 川崎空港線延伸に伴う「平奈川口増設」誘導事業（羽田空港延伸誘導事業）の中止（約1,404万円）

☆予算組替え動議(明石市)

(明石) 平成23年度明石市一般会計予算に於ける組替え案
平成23年度明石市一般会計予算について、下記の通り組替えを要する。

- 1 一般財源について
議案の組替えについては、引き付けを行わないこと。
- 2 特別会計に於ける特定目的債の組替えについて
特別会計に於ける特定目的債の組替えについては、特別会計の組替えを要する。
- 3 特別会計に於ける特定目的債の組替えについて
特別会計に於ける特定目的債の組替えについては、特別会計の組替えを要する。
- 4 人事給与について
人事給与については、人事給与の組替えを要する。
- 5 特別会計に於ける特定目的債の組替えについて
特別会計に於ける特定目的債の組替えについては、特別会計の組替えを要する。
- 6 特別会計に於ける特定目的債の組替えについて
特別会計に於ける特定目的債の組替えについては、特別会計の組替えを要する。

③決算認定権

意義

地方公共団体の一般会計年度における歳入歳出予算の執行の確定した実績を示す計算書

自治令16条1項

普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調整しななければならない。

1 2

☆平成28年度決算審議結果

【9-2】平成28年度一般会計決算の審議結果
(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	認定		不認定	その他
	附随決議なし	附随決議あり		
全市 814	775 (95.2%)	16 (2.0%)	11 (1.4%)	12 (1.5%)

不認定:小樽市、横手市、男鹿市、仙北市、八千代市、泉南市、野洲市、丹波市、
福原市、丸亀市、西海市。
その他:釧路市、奥州市、三鷹市、町田市、取手市、那須烏山市、東大阪市、大阪狭山市、
尼崎市、葛城市、浜田市、阿南市。

1 2

②役割

☆国分寺市決算6年ぶり認定(議長裁決権行使)

1 2

1 2

☆決算の認定の考え方

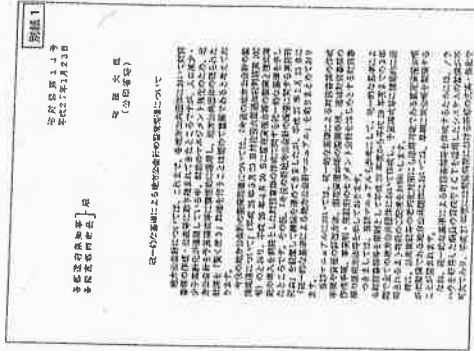
執行機関に対して過去における予算執行に関する政治的・徳義的な責任を解除するにとどまり、法令に違反する経費の支出等の違法性を阻却し、法的な責任を解除するものではない
 地方公共団体の意思としての収支の確定がなかったこととなる。しかし決算の効力に影響はない。

効果

不認定

1 3

☆総務省公会計通知①



☆決算議案に添付すべき書類

自治令166条、地方自治法239条

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調査

財産に関する調査

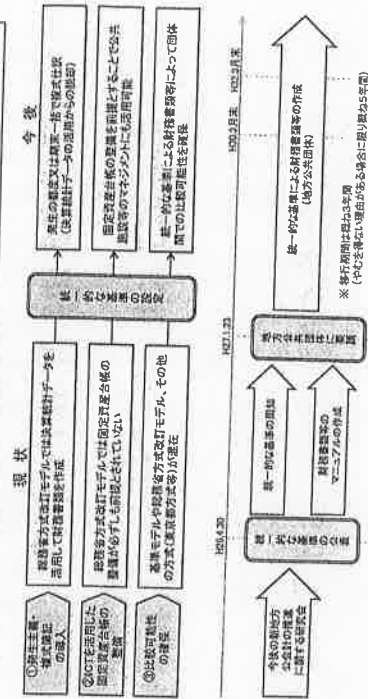
決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類

1 3

☆総務省公会計②

統一的な基準による地方公会計の整備促進について 別紙2

地方公共団体における財務情報等の作成に係る統一的な基準を決定することで、①発生主義・簿式簿記の導入、②認定資産負債の整備、③比較可能性の確保を促進する。



☆総務省公会計③

統一な基準による地方公会計マニュアル(概要) 別紙3

1. 財務諸表作成業務

○ 統一な基準による財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、経費差算動計算書、資金収支計算書)の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

○ 当該業務で示す仕訳取捨選択(現金主義・非現金主義・複式簿記)により、システム上の集約と併せること、複式簿記の相当部分の集約処理が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

○ 統一な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの

(注) 評価に対する技術的責任、固定資産の移入は適時といった観点から、固定資産台帳は公表することが制限

(注) 固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加工し、集約化処理等も任意で記載

→ 固定資産台帳は、財務諸表作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要量の検討や個別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務諸表作成の手引き

○ 連結財務諸表の対象範囲(一部事業団、第三セクター等)、連結範囲に係る手帳等の実務的な取扱い(内部取引の相殺処理等による調整)等を示したもの

○ 連結財務諸表の作成により、異なる情報開示だけでなく、連結ベースでの資産劣化比率等の把握といった公表施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務諸表等活用の手引き

○ 財務諸表等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの

○ 財務諸表等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる

☆法96条2項

【法96条】

②前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に關する事件(法定受託事務に係るもの)にあつては、国の安全に關することその他の事由により議会の議決すべきものとする。この場合、議決すべきものを定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

☆法96条2項の趣旨

法96条2項の趣旨は?



民主的な行政運営の要請と執行機関による効率的な行政運営の調和を図ること

地方公共団体の意思の決定機関としての議会の地位を尊重すること
議会の機能を強化するため

☆96条2項の対象とならない法定受託事務

①国の安全に關する事項

- ②施行令121条の3に定められた武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律關係
- ③施行令121条の3に定められた災害救助法施行令關係

☆96条2項の対象とならない事項

事柄の性質上その他の執行機関に属する権限に属するものを得ないこと
 許認可の処分・入札・契約・職員の配置及び服務に関する事務

☆法96条2項の追加事件 (779市・95.7%)

(16-4) 地方自治法第96条2項の追加による選挙事務の追加状況

選挙区別	追加された選挙区	追加された選挙区数
市	27	27
町	1	1
村	0	0
計	28	28

(16-5) 地方自治法第96条2項の規定による追加の選挙区別の内容

選挙区別	追加された選挙区	追加された選挙区数
市	27	27
町	1	1
村	0	0
計	28	28

☆三重県議会追加議決事件

三重県行刑に係る基本的計画について議会が議決すべきことを定める条例

平成十二年三月二十七日
 三重県条例第四十七号

改正 平成十二年三月二十九日 三重県条例第二〇号

三重県行刑に係る基本的計画について議会が議決すべきことを定める条例(修正)について公報します。

三重県行刑に係る基本的計画について議会が議決すべきことを定める条例(目的)

第一條 この条例は、県行刑に係る基本的計画を議会の議決すべき事件とするものとして、自主性に當り、総合的で透明性の高い県行刑を計画的に一層推進することを目的とする。

第二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十六条第二項の規定に基づき、次に掲げる計画の策定について、議会の議決すべき事件とする。

一 県行刑全般に係る諸目的を達成するための施策を総合的かつ体系的に示した中長期の計画
 二 前号に掲げるもののほか、県行刑における基礎的・政策的目標を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期の計画
 (以下、この二項を併せて「基本的計画」と称する。以下「計画」として記す。)

第三條 議会の議決

第三條 知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、又は当該計画の基本的方針、主要な目標、計画期間その他の基本的事項を策定し、公表し、かつ当該選挙の選挙区長がこれを公表し、

☆長井市議会追加議決事項 (議会基本条例)

第9条 この条例で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長井市まちづくり基本条例第13条第1項に規定する総合計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 市民憲章、都市宣言、市章、市民歌、市民の木、市民の花、推奨木、推奨花その他市の象徴となるものの制定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 姉妹都市又は友好都市の締結及び解消に関すること。

☆平成29年地方自治法改正の決算及び
監査委員規定

【地方自治法233条】

①普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(2)選挙権

選挙権とは議員の集合的な意思により特定の地位に就くべき者を選び決定する権限をいう



①議会の内部組織に関するもの 議長及び副議長の選挙(同法103①)、仮議長の選挙(同法106②)、②執行機関の構成員に関するもの 選挙管理委員及び補充員の選挙(同法182①②)、選挙管理委員の臨時補充員の補欠選挙(自治令135②・136②)等

☆監査委員の決算に対する質問・質疑の是非



☆選挙における手続き

法令に基づく選挙については法118条に規定あり。



すなわち、①公職選挙法第46条第1項及び第47項(単記無記名)、②第47条(点字投票)、③第48条(代理投票)、④第68条第1項(議長の定める所定の投票用紙)、⑤普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定(有効投票数)を準用しなければならない。

☆指名推選

指名推選とは、特定の者が当選人となることとが予測され、議員の中から異議がなく、投票を行った場合とまったく同じ結果が得られると認められる場合に当選人とすべきものを指名し、そのものを当選人と定める手続きをいう

すなわち、①指名推選の方法によること、②指名の手続き(指名を行う者を誰とどのような手続きにより指名するか)、③被指名者を当選人とする

☆佐伯市議会における議長選挙

議長任期を2年とする旨の申し合わせにより議長が辞職



議員1人が議長選へ立候補



しかし、選挙の結果、立候補した議員と前議長の得票数が15:15の同数となり、抽選の結果、前議長が新議長に当選

☆議長選挙における立候補制状況

【15-1】議長選挙における立候補制の導入状況

選挙区	立候補制導入	導入年
1区	あり	1991年
2区	あり	1991年
3区	あり	1991年
4区	あり	1991年
5区	あり	1991年
6区	あり	1991年
7区	あり	1991年
8区	あり	1991年
9区	あり	1991年
10区	あり	1991年
11区	あり	1991年
12区	あり	1991年
13区	あり	1991年
14区	あり	1991年
15区	あり	1991年
16区	あり	1991年
17区	あり	1991年
18区	あり	1991年
19区	あり	1991年
20区	あり	1991年
21区	あり	1991年
22区	あり	1991年
23区	あり	1991年
24区	あり	1991年
25区	あり	1991年
26区	あり	1991年
27区	あり	1991年
28区	あり	1991年
29区	あり	1991年
30区	あり	1991年
31区	あり	1991年
32区	あり	1991年
33区	あり	1991年
34区	あり	1991年
35区	あり	1991年
36区	あり	1991年
37区	あり	1991年
38区	あり	1991年
39区	あり	1991年
40区	あり	1991年
41区	あり	1991年
42区	あり	1991年
43区	あり	1991年
44区	あり	1991年
45区	あり	1991年
46区	あり	1991年
47区	あり	1991年
48区	あり	1991年
49区	あり	1991年
50区	あり	1991年
51区	あり	1991年
52区	あり	1991年
53区	あり	1991年
54区	あり	1991年
55区	あり	1991年
56区	あり	1991年
57区	あり	1991年
58区	あり	1991年
59区	あり	1991年
60区	あり	1991年
61区	あり	1991年
62区	あり	1991年
63区	あり	1991年
64区	あり	1991年
65区	あり	1991年
66区	あり	1991年
67区	あり	1991年
68区	あり	1991年
69区	あり	1991年
70区	あり	1991年
71区	あり	1991年
72区	あり	1991年
73区	あり	1991年
74区	あり	1991年
75区	あり	1991年
76区	あり	1991年
77区	あり	1991年
78区	あり	1991年
79区	あり	1991年
80区	あり	1991年
81区	あり	1991年
82区	あり	1991年
83区	あり	1991年
84区	あり	1991年
85区	あり	1991年
86区	あり	1991年
87区	あり	1991年
88区	あり	1991年
89区	あり	1991年
90区	あり	1991年
91区	あり	1991年
92区	あり	1991年
93区	あり	1991年
94区	あり	1991年
95区	あり	1991年
96区	あり	1991年
97区	あり	1991年
98区	あり	1991年
99区	あり	1991年
100区	あり	1991年

選挙区	立候補制導入	導入年
1区	あり	1991年
2区	あり	1991年
3区	あり	1991年
4区	あり	1991年
5区	あり	1991年
6区	あり	1991年
7区	あり	1991年
8区	あり	1991年
9区	あり	1991年
10区	あり	1991年
11区	あり	1991年
12区	あり	1991年
13区	あり	1991年
14区	あり	1991年
15区	あり	1991年
16区	あり	1991年
17区	あり	1991年
18区	あり	1991年
19区	あり	1991年
20区	あり	1991年
21区	あり	1991年
22区	あり	1991年
23区	あり	1991年
24区	あり	1991年
25区	あり	1991年
26区	あり	1991年
27区	あり	1991年
28区	あり	1991年
29区	あり	1991年
30区	あり	1991年
31区	あり	1991年
32区	あり	1991年
33区	あり	1991年
34区	あり	1991年
35区	あり	1991年
36区	あり	1991年
37区	あり	1991年
38区	あり	1991年
39区	あり	1991年
40区	あり	1991年
41区	あり	1991年
42区	あり	1991年
43区	あり	1991年
44区	あり	1991年
45区	あり	1991年
46区	あり	1991年
47区	あり	1991年
48区	あり	1991年
49区	あり	1991年
50区	あり	1991年
51区	あり	1991年
52区	あり	1991年
53区	あり	1991年
54区	あり	1991年
55区	あり	1991年
56区	あり	1991年
57区	あり	1991年
58区	あり	1991年
59区	あり	1991年
60区	あり	1991年
61区	あり	1991年
62区	あり	1991年
63区	あり	1991年
64区	あり	1991年
65区	あり	1991年
66区	あり	1991年
67区	あり	1991年
68区	あり	1991年
69区	あり	1991年
70区	あり	1991年
71区	あり	1991年
72区	あり	1991年
73区	あり	1991年
74区	あり	1991年
75区	あり	1991年
76区	あり	1991年
77区	あり	1991年
78区	あり	1991年
79区	あり	1991年
80区	あり	1991年
81区	あり	1991年
82区	あり	1991年
83区	あり	1991年
84区	あり	1991年
85区	あり	1991年
86区	あり	1991年
87区	あり	1991年
88区	あり	1991年
89区	あり	1991年
90区	あり	1991年
91区	あり	1991年
92区	あり	1991年
93区	あり	1991年
94区	あり	1991年
95区	あり	1991年
96区	あり	1991年
97区	あり	1991年
98区	あり	1991年
99区	あり	1991年
100区	あり	1991年

☆宮崎市議会における議長選挙

宮崎市議会 議長選挙で珍事 立候補していない一ノ瀬議員を選出 最後シ引きで / 宮崎

【PR】



宮崎市議会は9日の臨時会で、新しい議長に保守系会派「はまゆづ」の一ノ瀬議員(71)を選んだ。任期は同日付から2年。今回は事前に立候補し承認を受けて選ばれたが、今回は立候補していない一ノ瀬議員が多数を確保し、最後はクジ引きとなった。保守系会派「前哨会」の徳木一成議員と共選の選挙区議員が争った。しかし投票の結果、一ノ瀬議員が鈴木議員と同数の18票を獲得、最後はクジで選ばれた。一ノ瀬議員は元清蔵町長で「選挙の支持がたが、市長から選ばれる機会にしたい」と発言した。選挙区に所属する保守系「市民クラブ」の町田健二議員(70)が4期ぶりに選ばれた。任期は1年。【毎日新聞】

☆無効票の取扱い

平成29年12月31日現在、伊平屋村議会議員又は村民代表選挙の選挙区は、206名、有効票は、206名、無効票は、0名、無効票率は、0%である。

平成29年12月31日現在、伊平屋村議会議員又は村民代表選挙の選挙区は、206名、有効票は、206名、無効票は、0名、無効票率は、0%である。

平成29年12月31日現在、伊平屋村議会議員又は村民代表選挙の選挙区は、206名、有効票は、206名、無効票は、0名、無効票率は、0%である。

☆議長任期状況②

【15-3】議長任期に関する申告せや償例の有無
(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口級別	申告せや償例あり	割合	申告せや償例なし	割合
5万人未満	206	(75.7%)	66	(24.3%)
5～10万人未満	207	(80.9%)	49	(19.1%)
10～20万人未満	129	(83.2%)	26	(16.8%)
20～30万人未満	38	(82.5%)	8	(17.4%)
30～40万人未満	24	(85.7%)	4	(14.3%)
40～50万人未満	18	(81.8%)	4	(18.2%)
50万人以上	9	(60.0%)	6	(40.0%)
指定都市	12	(60.0%)	8	(40.0%)
全市	643	(79.0%)	171	(21.0%)
814				

☆議長任期状況①

【15-4】申告せ、償例による議長の任期
(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口級別	任期5年	任期2年	任期1年
5万人未満	37	161	8
206	(18.0%)	(78.2%)	(3.9%)
5～10万人未満	64	138	5
207	(30.9%)	(66.7%)	(2.4%)
10～20万人未満	48	60	1
129	(37.2%)	(62.0%)	(0.8%)
20～30万人未満	13	25	0
38	(34.2%)	(65.8%)	(0%)
30～40万人未満	16	8	0
24	(66.7%)	(33.3%)	(0%)
40～50万人未満	10	8	0
18	(55.6%)	(44.4%)	(0%)
50万人以上	4	5	0
9	(44.4%)	(55.6%)	(0%)
指定都市	6	6	0
12	(50.0%)	(50.0%)	(0%)
全市	198	431	14
643	(30.8%)	(67.0%)	(2.2%)

全市には議長任期に関する申告せや償例がある643市の人口級別の割合を基準としている。

☆議長選挙による混乱(伊平屋村議会)

議長選出でさすごみ処理施設問題影響? 伊平屋村議会
2010年10月6日

【伊平屋】伊平屋村議会(定数8)は改選後の初議事を開いた。9月28日、議長を選出でさすに、与野党議員が同席で、ある議員によると「ごみ処理施設建設をめぐり、村長が選出された問題を引き起こしている」という背景もある。9人が入り、伊平屋村議会の議長選出でさすごみ処理施設問題を引き起こしている。

同日議会は9月の選挙で現職7人、新人1人が当選。与野党の議席は4対4の同数となった。28日の臨時会で行われた議長選挙では2人の議員が4票ずつ並び、1人で議長を選出した。しかし、選出された議員は議長辞任を辞退。その後も3回の選挙を実施したが、1回は無効。現職の選出された議員が辞退した。

与野党議員は「ごみ処理施設の問題を棚上げして解決するためにも、選挙前と同じに野党側から議長を出すべきだ」と主張。一方で野党系議員は「与野党から議長を出すのが普通だ。通告する立場の野党から議長を出すのはおかしい」と強調。両者の意見は平行線をたどっている。

同日議会は、議会事務局や市の執行部なども交えながら解決策を模索していた。議長の人選が変更された時点で再び臨時会を開くという。

☆奈良市議長選挙買収

奈良新聞
奈良新聞シニアクラブ 登録受付中

奈良市議会議員選挙買収の内幕を暴露します

奈良市議会議員選挙買収の内幕を暴露します。奈良市議会議員選挙買収の内幕を暴露します。奈良市議会議員選挙買収の内幕を暴露します。

奈良市議会議員選挙買収の内幕を暴露します。奈良市議会議員選挙買収の内幕を暴露します。奈良市議会議員選挙買収の内幕を暴露します。

☆監視権の具体的権限

報告及び書類受理権(自治法180②・199⑨・218④等)、検閲検査権(同法98①)、監査請求権(同法98②)

調査権(同法100)

承認権(同法179③)

同意権(同法162・196①・243の2⑧)

不信任議決権(同法178)

(3)監視権

監視権とは？



「監視権」とは、執行機関の行う行政執行について監視し牽制する権限をいう

a. 報告及び書類受理権

執行機関は議会に対し、各種の報告を行い、議会における審議のために一定の事務の執行状況等に関する書類を提出しなければならぬのか？



議会における議決権その他の諸権限の適切かつ有効な行使を担保するため

☆長から行われる主な具体的報告及び提出資料

専決処分報告(自治法180②)

予算の弾力条項の運用の報告(同法218④)

一般監査及び特別監査の報告(同法193⑨、75③等)

例月出納検査の報告(同法235の2③)

予算に関する説明書(同法211②)

決算附属書類(同法233⑤)

法人の経営状況を説明する書類(同法243の3②)

b. 検閲検査権

議会は検閲検査権を有するか？



法98条により議会は、当該地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、長その他の執行機関の報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる旨規定

☆法180条2項専決委任の報告

議会の委任に基づく市長専決処分の報告について
市長専決処分事項指定の件(昭和46年2月18日議決)に基づき、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

平成21年9月2日提出

神戸市長 矢田 立 郎

1 市長専決処分事項指定の件第1号に基づくもの

(1) 訴えの提起

ア イ及びウ以外の訴訟事件

事 件 名	専決事項 出年月日	内 容 の 要 旨
疑物除去土地明渡し請求事 件 原告 神戸市(建設局) 被告 ① ②	21. 4. 8	本市は、本市が所有する長田区六番町7丁目の土地上に野外人が不法に設置した建築物を占有することを通じて当該土地を何ら権限なく不法に占有している被告らに対し、当該建築物からの退去及び当該土地の明渡しを求めて訴えを提起した。

☆検閲検査権の効用

検閲検査権の行使は、その結果により直ちになんらかの法的効果を生じるものではない



議会が、検閲検査権により得たものを条例、予算の審議等に反映させることにより、「監視権」としての機能を発揮し得るもの

☆検閲検査権の行使

検閲検査権の行使に当たっては、必ずしも具体的な事件の発生があることを必要とするのか？また、権限の行使については委員会に委任が可能か？



行実昭和28年4月1日及び行実昭和24年4月11日あり

☆検閲検査権具体事例① (H28. 4. 1)

事案の要約	検査内容	発掘・発見 原因の発生	発掘・発見 原因の発生	期間	結果
事案1	1. 検査内容 検査内容	発掘・発見 原因の発生	検査内容	昭和28年4月11日	結果
事案2	2. 検査内容 検査内容	発掘・発見 原因の発生	検査内容	昭和28年4月11日	結果

☆検閲検査権具体事例② (H28. 4. 1)

事案の要約	検査内容	発掘・発見 原因の発生	発掘・発見 原因の発生	期間	結果
事案1	1. 検査内容 検査内容	発掘・発見 原因の発生	検査内容	昭和28年4月11日	結果
事案2	2. 検査内容 検査内容	発掘・発見 原因の発生	検査内容	昭和28年4月11日	結果

☆検閲検査権具体事例③ (H28. 4. 1)

事案の要約	検査内容	発掘・発見 原因の発生	発掘・発見 原因の発生	期間	結果
事案1	1. 検査内容 検査内容	発掘・発見 原因の発生	検査内容	昭和28年4月11日	結果
事案2	2. 検査内容 検査内容	発掘・発見 原因の発生	検査内容	昭和28年4月11日	結果

☆検閲検査権具体事例⑧ (H28. 4. 1)

区画種別	引継事項	引継・継承 区画の種別	登記番号	地 区	土地所有権の取得時期
農用地	林野・公園・公園地等の取得について	林野・林業	林野・公園・公園地取得権利株式会社	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	林
農用地	公共施設の取得について	林野・林業	林野株式会社	昭和三十九年 昭和三十九年	林
農用地	公共施設（公園・児童遊園地）の取得について	公園・遊園地	多摩川公園（公園）株式会社 A 公共施設（公園）取得権利株式会社 B 公共施設（公園）取得権利株式会社	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	公
その他	その他	その他	昭和三十九年	昭和三十九年	公

☆議会の一般的な資料要求権

議会の執行機関に対する一般的な資料を要求する権限はあるか？

自治法上、予算又は決算等の特定の事項については、執行機関に対して資料の提出を規定しているが、議会の権限として、一般的な資料要求権を規定したものはなく、法律上議会にはこのような権限はない

C. 監査請求権

議会は、監査委員に対し監査請求する権限を有しているか？

法98条2項により当該地方公共団体の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。また、監査結果の議会に対する報告のほか、公表については規定がないが、公表を行うこともできるものと解する

☆議員個人の一般的な資料提出
要求権

議員個人は一般的な資料提出要求権を有するのか？

議員個人からの資料要求に対しては、これが議長名であってもこれに必ずべき法律上の義務はない

☆議員の調査権

	議員の調査権	検問検査権	100条調査権	所管事務調査権
法的根拠	特になし (行実昭和24.2.21)	地方自治法98条1項	地方自治法100条	地方自治法109条2項
執行機関の対応	応じるかどうかは相手の判断	正当な理由なければ拒むことができない	正当な理由なければ拒むことができない	応じるかどうかは相手の判断
第三者の対応	応じるかどうかは相手の判断	応じるかどうかは相手の判断	正当な理由なければ拒むことができない	応じるかどうかは相手の判断
罰則規定	特になし	特になし	告発する権限あり	特になし

☆議会・議員の資料要求権

国会	地方議会	議員
----	------	----

一般的
な資料
要求権

国会法104条に規定

地方自治法上規定なし

地方自治法上規定なし

例外

国政調査権(憲法62条)

地方自治法98条1項・地方自治法100条

地方自治法上規定なし

☆議員の調査権 (行実昭和24.2.21)

○常任委員会の調査権と議員個人の関係 (昭和24.2.21)

問1 (略)

問2 議員個人が議員としての職責を果たすための個人的な調査の権限について

答1 (略)

答2 議会の意思と関係なく議員個人として調査する権能はない。

☆国会法104条

①各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

☆町田市議会申し合わせ

17 資料要求

議員が、議会活動に必要な資料を市長部局等に要求する場合は、所定の調査依頼書を議長に提出する。議長はこの資料要求を認めるときは、議会事務局長名で担当部長あてに文書でその提出を依頼する。ただし、当市関係機関以外に資料要求する場合は、議長名で依頼する。

d. 調査権

議会はどのような調査権を有しているか？



議会は、当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができ(自治法100①)、正当の理由がないのに出頭や記録の提出を拒まれたり、虚偽の陳述が行われないよう罰則による担保が設けられている

☆那覇市議会申し合わせ

14 会議における資料要求について
会議における質問中に、執行機関に対する資料提出の要求は行わない。

☆調査権の効力

議会に認められた調査権の効力はどのようなものか？



議会が条例制定権、予算審議権その他の権限を有効かつ適切に行使することができるように認められた付随的、補助的な権限である



いわゆる議会の監視権の中で、最も実効性があるもの

☆100条調査権の目的

100条調査権の目的と警察の捜査の目的は異なる



一般的に犯罪が発生した場合、犯人を検挙することを目的として当該事件等の再発防止及び行政の適正執行をすることはどうすればよいのかについて調査することを目的

☆調査権の範囲と限界

100条調査で議会が調査できる範囲は？



法第100条第1項に規定



すなわち、当該普通地方公共団体の事務に
関するものであって、自治事務も法定受託
事務も調査の範囲

☆100条調査(東京都)

元市長4人を証人喚問 午後から東京都議会の豊洲百条委

豊洲市場(東京都江東区)の汚染問題を検証する東京都議会の調査特別委員会(百条委員会)は18日午後、捜査関係の中西元成を

含め、豊洲の用地売買交渉に関わった都の担当者ら【中央刑事検挙】の元市長4人を証人喚問する。ガス工場跡地の土壌汚染対策をめぐる、地権者が行った東京ガスとの交渉経緯などを質疑する。

ほかの3人はいづれも退任後の京沢正樹氏と比田潤久氏、阿田至氏、4人は平成15～24年に市議を務めた。

18日はさらに、豊洲の用地の購入価格を了済した都府県価値保証基金の元会長と現会長、不動産鑑定を依頼した第三者の担当者2人も証人喚問する。

百条委は11日から証人喚問が始まり、初や東京ガスの元幹部ら11人が証言した。19日に、用地買収交渉の十一年間だった京浜東北線五副都心、20日には石原徹太郎元加計事務所支店長が証言する予定。



豊洲市場(東京都江東区)の汚染問題を検証する東京都議会の調査特別委員会(百条委員会)は18日午後、捜査関係の中西元成を



☆100条調査状況(H27年中)

市役	4件
市政	23件

22市 23件

☆100条調査具体例①

調査項目	調査内容	調査方法																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
調査項目A	調査内容A																	
調査項目B	調査内容B																	

☆100条調査具体例③

調査項目	調査内容	調査方法	調査方法														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
調査項目1	調査内容1	調査方法1															
調査項目2	調査内容2	調査方法2															
調査項目3	調査内容3	調査方法3															

☆100条調査具体例②

調査項目	調査内容	調査方法	調査方法														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
調査項目A	調査内容A	調査方法A															
調査項目B	調査内容B	調査方法B															
調査項目C	調査内容C	調査方法C															

☆100条調査具体例④

調査項目	調査内容	調査方法	調査方法														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
調査項目1	調査内容1	調査方法1															
調査項目2	調査内容2	調査方法2															
調査項目3	調査内容3	調査方法3															

☆100条調査具体例⑤

調査対象	調査内容	調査結果	調査結果		調査結果		調査結果		調査結果
			調査結果	調査結果	調査結果	調査結果			
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果

☆議員の調査権

法的根拠	特になし	地方自治法 98条1項	地方自治法 100条	地方自治法 109条2項
執行機関の対応	特になし	特になし	特になし	特になし
第三者の対応	特になし	特になし	特になし	特になし
罰則規定	特になし	特になし	特になし	特になし

☆100条調査具体例⑥

調査対象	調査内容	調査結果	調査結果		調査結果		調査結果		調査結果
			調査結果	調査結果	調査結果	調査結果			
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	
調査対象	調査内容	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	調査結果	

e. 承認権

議会の承認権とは？

執行機関によって既に執行された行為について、事後に議会が承認する旨の判断を示す権限をいう

具体的には地方公共団体の長の専決処分
の承認(法179条1項)

☆専決処分

- ② 第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないうとき
- ③ 長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき
- ④ 議会において議決すべき事件を議決しないとき

π

☆専決処分承認状況①(H29年中)

【10-3】専決処分の議案別件数

(平成29年1月1日～12月31日)(単位:件数)

人口総数別	各別議案別	普通議案	特別議案	議決	その他	合計
5万人未満	640	831	0	17	135	1,623
5～10万人未満	620	667	0	5	124	1,416
10～20万人未満	339	270	0	12	68	689
20～30万人未満	84	73	0	4	23	184
30～40万人未満	40	28	0	3	29	100
40～50万人未満	38	24	0	3	9	74
50万人以上	19	7	0	0	1	27
指定都市	16	14	0	0	16	46
全市	1,796	1,914	0	44	405	4,159
814						

専決処分とは地方自治法第179条に基づくもの。

☆専決処分の手続き

次の会議においてこれを議事に報告し、その承認を求めなければならぬ

報告が否決されたときは、速やかに、当該処置に関する必要と認められる措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならぬ

条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求め、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関する必要と認められる措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならぬ

π

☆専決処分承認状況②(H29年中)

【10-4】専決処分の審議結果別件数

(平成29年1月1日～12月31日)(単位:件数)

人口総数別	承認	不承認
5万人未満	1,621	2
5～10万人未満	1,416	0
10～20万人未満	689	0
20～30万人未満	184	0
30～40万人未満	100	0
40～50万人未満	74	0
50万人以上	27	0
19		
指定都市	46	0
20		
全市	4,157	2
814		

専決処分とは地方自治法第179条に基づくもの。

【10-5】専決処分の専決理由別件数

(平成29年1月1日～12月31日)(単位:件数)

人口総数別	議案が採決される期間が否決されない	議案が採決される期間が否決される	その他
5万人未満	1,581	42	
272			
5～10万人未満	1,382	34	
256			
10～20万人未満	689	0	
155			
20～30万人未満	174	10	
46			
30～40万人未満	100	0	
28			
40～50万人未満	62	12	
22			
50万人以上	27	0	
15			
指定都市	46	0	
20			
全市	4,061	98	
814			

専決処分とは地方自治法第179条に基づくもの。

☆開会中における専決処分 (阿久根市)

片山総務相、阿久根市・市長代理の専決処分に「法治国家で論外だ」と無効の考えを示す

2011.1.5 12:33

片山善博総務相は5日午前の強硬派の記者会見で、鹿児島県阿久根市の市長職務代理者が議会開会中にもかかわらず、出直し市長選開選費を盛り込んだ補正予算を専決処分したことに関し、法治国家で法律を守らなければならないと批判し、法的要件を満たさぬ、同市の専決処分は、無効の考えを示した。

地方自治法では、市長は議会招集の時間的余裕がない場合などに専決処分できると規定しているが、阿久根市議会は21日まで開会しており、市議会側は反論している。

片山氏は「議会を開会して、議案を出さないで専決するというのはあり得ない。何を考えているのか、二元代表制を踏みにくるといって議会側の批判が出て、それが以前の問題だと批判した。

阿久根市は竹原信一前市長へのリコール成立に伴い、市長職務代理者が就任。16日に出直し市長選の投票が行われる。

☆法179条における専決処分の不承認 (阿久根市)



阿久根市議会臨時議会
仙波敏郎氏を副市長とする
竹原市長の専決処分は不承認

☆議員報酬を日当制にすることの専決処分 (阿久根市)

市議に日当制「年収140万」…阿久根市長また専決 (読売新聞)

阿久根市議会が19日、市議報酬の日当制導入、法人市民税や固定資産税の増徴など、3件の条例案を専決処分した。

竹原市長は議会に送った提案、市長や市議の報酬半減などの専決処分を拒否してあり、市議会(16人)の阿久根市長は12日「手続を無視した専決」と批判。22日に市議会特別会議で、地方自治法に基づき専決処分を行うよう求める。

市によると、議会の市議報酬は月額制で、月28万3000円～37万1000円が支給されている。夏のボーナスを合わせた年間支給額は1960万円程度になる。

今回、竹原市長は日当1万円の日当制を導入し、定例会や委員会などに出席することに支給すると決め、年間出席日数は平均が40日、ボーナスもなくなる。市議の年収は40万円程度になるとみられる。施行日は7月1日。議員報酬の日当制は福岡県大牟田市が導入している。

市税増徴や手続料半減の2案は賛成。また、昨年4月から、法人市民税の税率を銀行の14・7%から12・3%に、固定資産税の税率を1・4%から1・2%にそれぞれ引き下げる。税収の増減額は年間約1億6000万円になると見込み。さらに、今年6月からは、住民票の交付手数料などを現行の300円から200円に引き下げる。

今回の専決処分について、読新聞は「竹原市長(コメント)を求めたが、市総務課は「県外に公務出張中で返じられない」と回答した。

☆東久留米市議会H24年度当初予算否決

市議会だより
平成24年度第3回定例会
9月26日(水)27日
平成24年度第1回定例会

平成24年度一般会計予算案否決
市政始まって以来の12月までの暫定予算へ



東久留米市議会が19日、市議報酬の日当制導入、法人市民税や固定資産税の増徴など、3件の条例案を専決処分した。

☆専決処分不承認における必要な措置（東久留米市）



同意を要する案件が議会の同意を経ないでなされた場合有効か？また、長は議会の同意を経た後にこれらの行為を行わないことは可能か？



同意を得ないでなされた行為は無効。なお、長は議会の同意を経た後にこれらの行為を行わないこともできる。但し、一度議会の同意を得て行われた行為について、議会は、その同意を取り消すことができない



f. 同意権

同意権の対象となるのは具体的にどのようなものか？



副知事及び副市長の選任(自治法162)、監査委員の選任(同法196①)など人事関係の事項が主なものであるが、長の法定の期日以前の退職(同法145但書)、職員のパ賠償責任の免除(同法243の2③)等



g. 不信任議決権

議会の長に対する不信任議決権とはどのようなものか？



議会と長の権限行使につき、いずれか一方がその権限の範囲を超えて活動したり、活動しないとき、相互の対立を解決するため



他のいわゆる「監視権」に比べてどのようなものであるか？



執行機関の個々の行為の内容について監視や牽制を行うものではなく、執行機関全体を所轄し、調整の任務に当たる長の職を失わせるという形で監視を行うという意味で、最も強力な「監視権」である

☆ 不信任議決の要件

不信任議決の要件は？



法178条に規定のとおり議員数の3分の2以上の者が出席し、4分の3以上の同意を必要とする。

なお、不信任議決を行うにあたっての理由はそのようなものであってもよい。

☆ 阿久根市議会における例

阿久根市長選 竹原氏が再選、改革手法に支持

鹿児島県阿久根市の出直し市長選(31日、投票開票)で、2度目の不信任決議を経て失職した前市長・竹原信一氏(60)(無所属)が、新人の元国土交通省職員・田中勇一氏(56)(無所属)を破り再選を劇化した。対立を繰り返して来た竹原氏と市議会側が改めてどう向き合っていくかが注目される。

投票率は82・59%(前回75・50%)、竹原氏は8449票、田中氏は7987票をそれぞれ獲得し、592票差だった。

公選法によると、在任途中で辞職した人が出直し選で当選すると任期は残り任期だが、今回は失職のため、91日から1年間となる。

選挙戦は、職員給与カットや議員定数削減など竹原氏が市政時代に打ち出した改革の是非で、その改革手法が最大の争点となった。

竹原氏は人件費の削減分を、学校給食費の増料や市内巡回バスの運行などに充てると公約に反したが、「市役所、市議会の美点を却って市民が買われれば、阿久根は変わる」と訴え、幅広い層の支持を集めた。元竹原氏派が擁立した田中氏「選挙の改革は破綻」と強調。市議会や職員との対話による改革を訴えたが、及ばなかった。

竹原氏は阿久根市長選を勝った後、昨年8月の市長選で新人3人を破り初当選。自身のブログ(日記再選のホームページ)で選挙批判を繰り返して、市議会(定数16)の対立を深めた。2月の臨時議会で不信任案が可決され、議会を解散。しかし出直し市長選で元竹原氏派が1人を占め、2度目の不信任決議を受けて失職した。



阿久根市長選で失職した竹原信一氏(左)、対立を繰り返して来た竹原氏と市議会側が改めてどう向き合っていくかが注目される。

☆ 不信任議決状況

Table with columns for date, name, reason, and status. It lists various council members and their positions regarding the no-confidence vote.

(4)意見表明権

意見表明権とは？

「意見表明権」とは、議会が、「一定の事項について、機関としてその意思や見解を表明する権限」をいう

具体的には、意見書提出権(自治法99)、諮問答申権(法206④等)及び請願受理権(同法124・125)等がある

a. 意見書提出権

議会は法99条により当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる旨規定

議会の各種の権限によっては適切かつ十分に処理することができないような事項であって、かつ当該地方公共団体の公益に関する事件に該当するものについて、議会がその意見を意見書という形で表明することを認めたもの

π

☆意見書の提出先

意見書の提出先として国会又は関係行政庁と規定されているが関係行政庁とはどのようなものか？

関係行政庁とは、意見書の内容について権限を有する行政機関という意味であり、裁判所は行政機関には該当しない。

2 1 1

π

また当該団体の長に対して意見書を提出することは可能か？

議会は、当該地方公共団体の事務に属する事項については、条例制定権、予算決議権、長その他の執行機関の行政執行に対する監視権等を通じて、長に対し直接に意見を述べることができ。したがって、団体事務については、本項の規定による意見書の提出は法の予想しないところである。

2 1 1

2 1 1

2 1 1

国会又は関係行政庁は、議会の意見書を受理する義務があるのか？またそれ拘束されるのか？



国会又は関係行政庁は、議会の意見書を受理する義務を有すると解されるが、その意見に拘束されるものではない

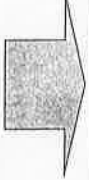
具体的には、分担金等の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立て(自治法229④)、職員に対する賠償命令についての異議申立て(同法243の2⑫)等がある



これらの申立てがあつた場合、長は議会に諮問してこれを決定しなければならず、議会は、諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならぬ

b. 諮問答申権

諮問答申権とは？



地方公共団体の執行機関が、一定の行為を行うに当たって、議会に諮問することを義務づけられている場合に、議会はこれに対して答申を行う権限を有すること



c. 請願受理権

請願事項は、地方公共団体の処理し得る事項に限られるのか？



地方公共団体の処理し得る事項に限定されるが、議会ではなく、執行機関において処理すべき事項であつてもかまわぬ



議会に対する請願については、その採択又は不採択により、直接に効果が生じるのか？



議会に対する請願については、その採択又は不採択により、これに対する議会の意見が表明されることとなるが、これにより直接に効果を生ずるものではなく、議会が採択した請願のうち長その他の執行機関において措置することが適当と認められるものについては、これらの者に送付し、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができるにとどまる

☆地方公共団体の権限外を要望した請願の取り扱い

当該地方公共団体の事務に関する事項ではないと認められる請願内容の場合においても請願の受理を拒むことはできないのか？



行実昭和25.12.27請願の受理は拒むことはできないが、当該地方公共団体の権限外の事項については不採択のほかないと解されるとあるように、採択のしようがない。国会に提出してもらったよう勧告するか、不採択又は審査未了廃案とする取り扱いとするほかない

☆意見書の提出を求める請願の取り扱い（埼玉県議会）

改正国籍法に基づき国籍取得に関する厳格な審査条件について国への意見書の提出を求める請願（採択）

改正国籍法に基づき国籍取得に関する事務執行に当たっては、偽装認知等の不正を防止するため、厳格な審査が実施されなければならない。従って、下記の事項を内容とする意見書を国の関係行政庁へ提出することを求める。

- (1) DNA鑑定の実施を要する世帯
- (2) 申請者や外国人の親の日本における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の厳密な調査（国籍付与後の継続調査を含む）
- (3) 審査情報の開示（各地法務局における件数などの基本情報の常時開示および個別詳細情報開示請求への逐次対応）
- (4) 罰則を強化する

（理由）

平成24年12月5日に参議院で可決された改正国籍法は、偽装の問題を抱えていると考えます。また未帰の場合でも簡単に国籍を取得できるという点により、今後日本の家族形態を崩壊させることにもつながる可能性があります。よって、国籍法改正によって生じ得る偽装認知の防止を図るに、改正された国籍法の厳格な制度運用をお願いします。

(5) 自律権

自律権とは？



自律権とは、議会の内部的事項について自律的に決定し、処理する権限をい

b. 自律権の具体的態様

内部組織権

規則制定権

規律権

議長、副議長及び仮議長の選挙(自治法103①・106②)、議長、副議長及び議員の辞職の許可(同法108・126)、委員会の設置及び委員の選任(同法109①②・109の2①②・110①②)、事務局の設置(同法138②)等

委員会条例(委員会運営に関する部分-自治法111)や会議規則(同法120)

議場の秩序保持、傍聴人の取締り等の権限(具体的には、議長の権限とされている自治法129・130等)、議員に対する懲罰を行う議会の権限(同法134①)等

2
2

☆懲罰事例①

Table with 12 columns: 自治体名, 対象議員名, 懲罰事由, 懲罰内容, 懲罰年月, 懲罰回数, etc.

2
3

c. 自主解散権

議会の自主解散権とは?

「選挙によってあらたに当該地方公共団体の住民の意思をきく」ため、議会が自主的に解散する(すなわち、議員の全部について、任期の満了以前において、議員の資格を失わせる。)権限をいう

2
3

☆解散権の態様

議会の解散については、従来、住民の直接請求に基づく選挙人による解散の投票において過半数の同意があった場合(自治法78)及び長が議会を解散した場合(同法178①)に限り認められていた

しかし、この自主解散権は、「地方公共団体の議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ」、地方公共団体の議会の解散に関する特例法(昭和40年法律第118号)の制定により、認められたもの

2
3

☆懲罰事例②

Table with 12 columns: 自治体名, 対象議員名, 懲罰事由, 懲罰内容, 懲罰年月, 懲罰回数, etc.

2
3

☆懲罰訴訟事例

Table with 12 columns: 自治体名, 対象議員名, 懲罰事由, 懲罰内容, 懲罰年月, 懲罰回数, etc.

2
3

☆自主解散権の手続き

自主解散権の手続きについては地方公共団体の議会の解散に関する特例法2条2項に規定

すなわち、その議決に当たっては議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意がなければならない

2
3

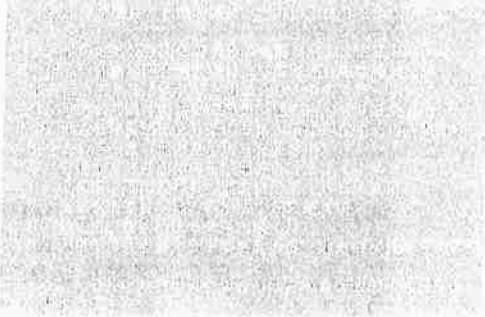
☆自主解散具体例

Table with 12 columns: 自治体名, 対象議員名, 懲罰事由, 懲罰内容, 懲罰年月, 懲罰回数, etc.

2
3

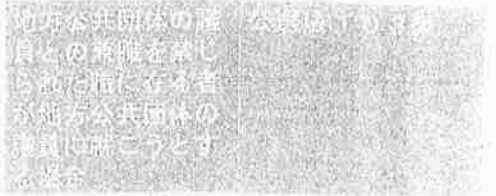
1. 兼職禁止

(1) 兼職を禁止される職①



237

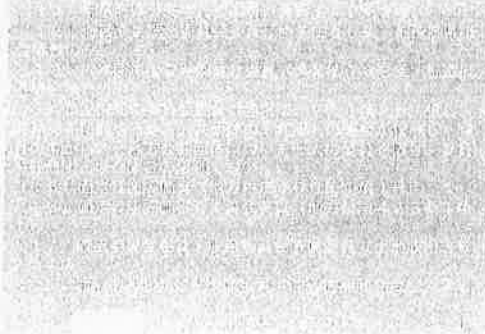
(2) 兼職禁止の効果



地方公共団体の議員が他の兼職を禁じられた職に就こうとする場合
議員を明示的に辞職しない限り兼職を禁止された職に就きえない

239

☆兼職を禁止される職②



238

☆公選法103条

①当選人で、法律の定めるところにより当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者が、第百一条第二項、第百一条の二第二項、第百一条の二の二第二項又は第百一条の三第二項の規定により当選の告知を受けたときは、その告知を受けた日にその職を辞したものとみなす。

【公選法104条】

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に対し、地方自治法第九十二条の二又は第四百二十二条に規定する関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、第百一条の三第二項の規定による当選の告知を受けた日から五日以内に同法第九十二条の二又は第四百二十二条に規定する関係を有しなくなった旨の届出をしないと、その当選を失う。

240

(3) 長が設置する附属機関委員への就任



兼職禁止規定に抵触しないため可能
二元代表制の趣旨から適当でない

241

☆松坂市議会基本方針

2. 公平、公正、透明な議会運営
(行政、公正の議会運営)
(1) 審議会等委員への就任経緯 (附随事項)
議員が市員の任期満期で発生する審議会等へ委員として就任することについては、地方自治制度が違状期間と執行期間とも分立する格差現象に反し、不適当であることから、議会の定例によるものなどを通じ、詳述し定

242

☆奈良市議員附属機関委員就任状況 (H25年)

議員が所属する附属機関・市の職権委一覧表 一 議員が所属する附属機関・市の職権委一覧表	議員の氏名	所属機関・市の職権委
1		市長
2		副市長
3		議会事務局
4		選挙管理委員会
5		議会事務局
6		選挙管理委員会
7		議会事務局
8		選挙管理委員会
9		議会事務局
10		選挙管理委員会
11		議会事務局
12		選挙管理委員会
13		議会事務局
14		選挙管理委員会
15		議会事務局
16		選挙管理委員会
17		議会事務局
18		選挙管理委員会
19		議会事務局
20		選挙管理委員会
21		議会事務局
22		選挙管理委員会
23		議会事務局
24		選挙管理委員会
25		議会事務局
26		選挙管理委員会
27		議会事務局
28		選挙管理委員会
29		議会事務局
30		選挙管理委員会

242

③資格決定 (兼業禁止)



根拠条文

【地方自治法92条の2】
普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

244

☆兼業禁止状況（H26～H28年） 出典・地方自治月報

3. 担当課：市民生活課
4. 担当係長：佐藤 隆夫
5. 担当係員：佐藤 隆夫

氏名	職名	所属	兼業禁止状況	備考
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	
佐藤 隆夫	係長	市民生活課	兼業禁止	

☆兼業禁止に該当する請負の期間

兼業禁止に該当するから
なを判断するにあたり
の対象とすることが
できる請負

請負継続の是非

任期中の事実であれば当
該請負が継続していても、
または請負が完了してい
ても対象とすることが可
能

☆指定管理者の指定と兼業禁止



地方自治法に基づき議会の議決を
経たうえで地方公共団体に代わっ
て管理を行うものであるから、地
方公共団体と指定管理者が取引関
係に立つのではないので、兼業禁
止における請負に該当しない

可能

☆千代田区公の施設にかかわる指定管 理者の指定手続き等に関する条例

第1 概規/第3編 附則

〇千代田区公の施設に係る指定管
理者の指定手続き等に関する条例

平成19年12月6日条例第2号

2 任期の短縮については、区長等は、定期に更新されるものの経過する間は管理
者候補者選考委員会以下選考委員会と、)にない(審査するものとする、
(次格事項)

第3条 区議会議員が、代表者その他の役員である団体は、指定管理者たることがで
きない、

2 区長又は副区長が、代表者その他の役員である団体(区が資本その他の公に準
ずるもの2分の1以上を出資している団体を除く。)は、指定管理者たることがで
きない、

3 教育委員会委員が、代表者その他の役員である団体(区が資本その他の公に準
ずるもの2分の1以上を出資している団体を除く。)については、当該教育委員会
の職務に關して、指定管理者たることができない、

☆補助金交付団体役員と兼業禁止の関
係



内容、ウエイトに
請負に該当しない よって個々に検討
する必要あり

☆川口市社会福祉協議会理事一覧

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 理事

理事15名

番号	氏名	住所	公 務
1	佐 藤 英 夫	川口市	
2	岡 本 孝 雄	川口市	川口市協会の日野福祉会理事
3	岡 本 孝 文	川口市	社会福祉協議会理事
4	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
5	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
6	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
7	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
8	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
9	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
10	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
11	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
12	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
13	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
14	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事
15	坂 本 孝 文	川口市	川口市社会福祉協議会理事

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
 政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月 日	5月 20日(月) ~ 月 日()	
	支出先	NPO高知市民会議	
目的・内容・結果等	<p>NPO高知市民会議は、中間支援法人として各ボランティア団体やNPO法人等の支援を行っている。</p> <p>特に、市民活動団体のネットワークづくり、市民活動と企業・行政等とのネットワーク及びパートナーシップづくり、広報や啓発活動を行っている。</p> <p>当該NPO法人の活動内容は、今後の高知市における市民活動に寄与するものであり、高知市政と協働するために必要である。</p> <p>政務調査の一環として、その活動内容の把握や行政との連携の推進、そして活動の支援のため会員となるものである。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	NPO法人年会費(2019年度分)	3,000円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

No. 202

様

金額

金額	¥	3000	-
----	---	------	---

但 2019年度個人正会員とい

2019年5月20日

上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手
手形

消費税額等(%)

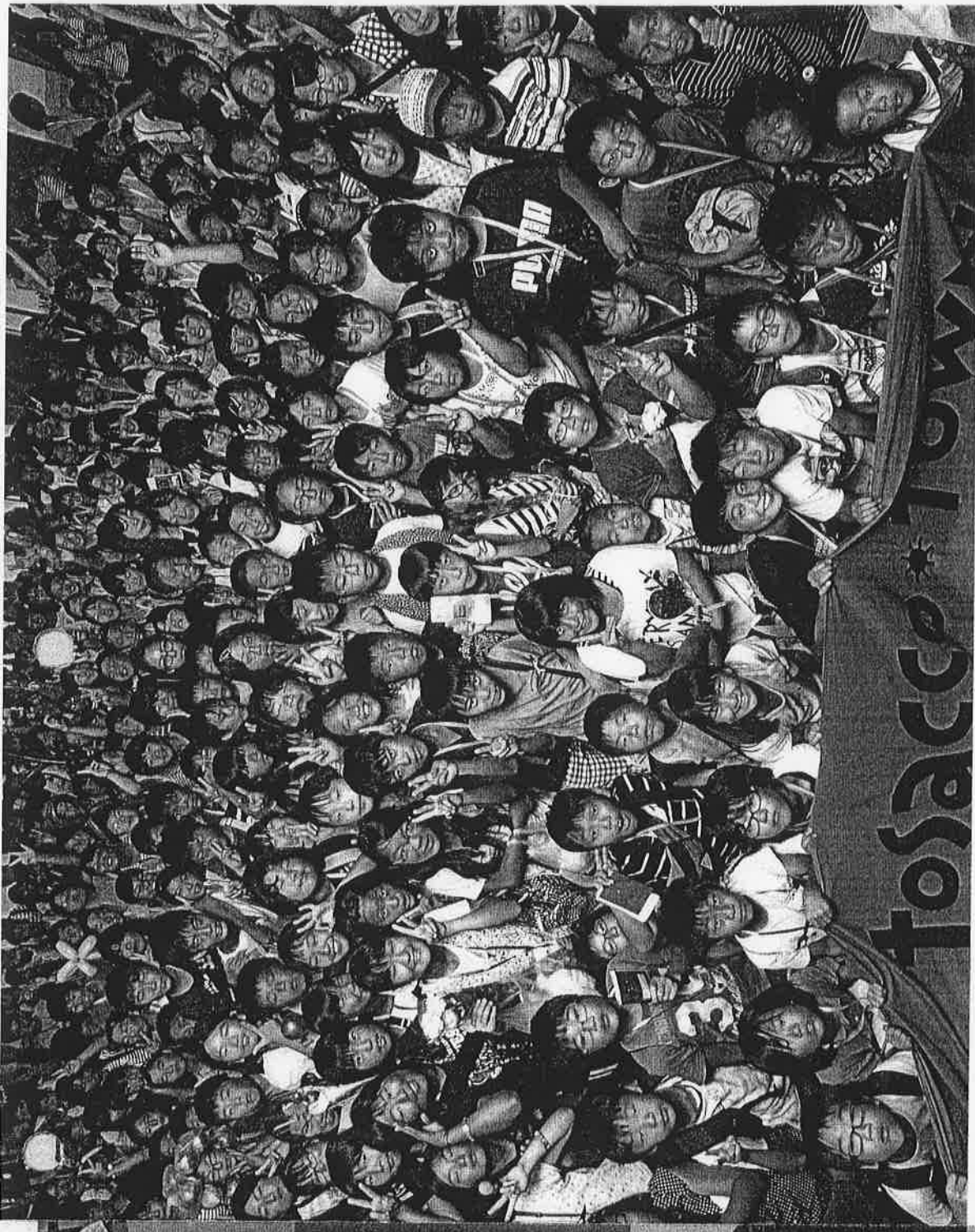
コクヨ ウケ-390

収入印紙

係印



特定非営利活動法人
NPO高知市市民会議
高知市鷹匠町2丁目1番4号
高知市なかじま1番2階
TEL (088) 820-1540 FAX (088) 820-1665



CHANGE THE WORLD

今こそ地域とともに、人とともに。

NPO高知市民会議は、ボランティアや市民活動を支援する非営利の市民団体です。

そして、皆さんに支えて頂き成り立っています。

お互いを理解し、受け入れ、支え合う、共助社会づくりの実現へ。一緒に歩んでいきませんか。

支える+育む+伝える+つなげる、を大事にします。



社 会 を
変 え る
市 民 の
子 カ ラ

支える

NPO、ボランティア団体に
できない理由より、できる方法をアドバイス。

- スキルアップ講座
助成金申請支援相談会
助成財団への助成金申請書作成に向け、工夫点をアドバイスします。
会計講座～はじめての会計講座～
簿記の基礎知識から日常の会計処理方法を初歩の初歩から学ぶための講座を開催しています。

- 公益信託「高知市まちづくりファンド」の運営
2003年に高知市が創設した公益信託「高知市まちづくりファンド」の運営委員会、公開審査会、中間・最終発表会等の企画・運営を行います。また、助成希望団体が応募する際の相談・アドバイスを実施しています。



- ボランティア活動の紹介
● 団体の設立・運営等のアドバイス

育む

オトナや子どもが一生懸命交流すると、
そこに成長の種が落ちて、いずれ花を咲かせます。

- 子どもが運営するまち「とさつ子タウン」
「飯後のまち」で、様々な職業や遊び、まちの
仕組みを楽しく体験する中から、現実の「まち
の運営」「社会の仕組み」に関心を持ってもら
う取り組みです。

- 高知市こども情報局
「わいわいくじら」
子どもの健全育成に関する取り
組みを行うNPOの催しなどを掲
載し、賛同企業の協力を得て、夏
休み、春休み前の年2回発行。高
知市内の小学校を通じて全戸配
布しています。



- ファンドレイジング・ジャパン in こうち
NPO等による資金調達の取組みや企業による社会貢献につな
がるマーケティング戦略の取組みなどを幅広く紹介し、自分
の意志で社会参加することの意義を学んで、寄付意識を高める
ことを目的に開催しています。



伝える

ひらめきとユーモアに富んだ、
コミュニケーションが得意です。

- 高知市市民活動サポートセンターだより
「サポセン」の発行
助成金情報・NPOのイベント情報などを掲載中。また、サポート
センター事業の報告コーナーも設けています。毎月1回発行。
- 高知市市民活動サポートセンター
季刊誌「えぬびいOh!」の発行
市民活動を行っているさまざまな団
体や個人の取り組み、企業の社会貢
献活動の事例などを紹介しています。
NPOの普及啓発、高知市市民活動サ
ポートセンターの利用促進が目的。
春・夏・冬の年3回。
- まちづくりファンドニュース「まちファン」の企画・発行
公開審査会、中間・最終発表会の模様を詳細に掲載しています。
これで、次年度の応募をめざしてご注目!

- まちづくりトークcafe
市民との連携を深めな
がら、高知のまちづくり
について自由に語り合う
場を提供しています。月
1回開催。



- インターネットを活用した広報
ホームページやFacebookを積極的に展開しています。

つなげる

緑の下の力持ちとして、市民、NPO、企業、行政を握手でつなげます。

● ボランティアガイドランス

「自分にあったボランティア活動を見つけた人」と、「ボランティアを募集したい団体」との出会いの場をマッチングしています。



● **企業・NPOパートナーシップ委員会&企業市民セミナー**
 企業、行政、大学、NPO関係者で構成する「企業・NPOパートナーシップ委員会」を定期的に開催。企業の社会貢献活動やNPOとの連携のあり方を考える「企業市民セミナー」の企画・運営を行っています。

● 「こらぼ・とーく」(NPOとのパートナーシップづくり事業)

行政とNPOが県政上の具体的な課題を共有したり、NPOから話題提供をする場を設け、NPOと行政の交流を図ります。その活動のなかで、相互理解を深め、課題解決のための具体的な取り組みやアイデアを発掘するとともに、協働のプロセスを構築していくことを目的としています。

● 「寄付ぎふと」プロジェクト

市民活動団体が活動を継続していくうえで、運営資金をいかに確保するかが大きな課題です。そこで、資金確保の仕組みとして「寄付ぎふと」プロジェクトを実施しています。



お香典を社会に生かす「天国からの寄付ぎふと」
 葬儀の時の香典返しを故人や遺族の遺志に従って、NPO等の社会貢献団体に寄付をする仕組みです。

寄付つき飲食メニューによる「飲みながら寄付ぎふと」
 飲食店のご協力のもと特定のメニューに寄付金を付け飲食をしながら寄付をする仕組みです。

高知市市民活動サポートセンターは市民活動の輪を広げようと設けられた公共の場。皆さんの活動拠点にしてください。

これって本当にお得！
 備品、設備が安価でご利用できます。

プロジェクター、スクリーン、デジタルビデオカメラ、ワイヤレスチューナー・アンプ&マイク、その他多数あり。

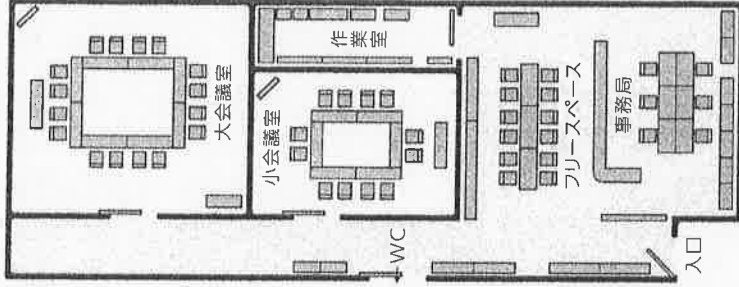
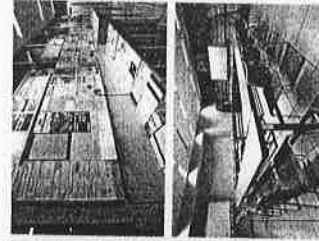
会報や会議の資料などの印刷、イベントの準備など、いろいろ使える方ができる作業室もあります。

紙折り機 / B6～A3サイズ
 まで6種類の定形折りができます。利用料金は無料。

裁断機 / はがき～A3サイズ
 にカットできます。利用料金は無料。

印刷機 / はがき～A3サイズのモノクロ印刷ができます。

用紙はご持参ください。その他、コピー機、拡大コピー機、ページセッターなどがあります。



ボランティア活動や公益性のある活動をする団体に会議室を提供しています。

- 大会議室 (30人程度まで利用可)
- 小会議室 (18人程度まで利用可)

※公益性のある活動を行う団体がその目的のために利用する場合は、会議室利用料が免除されます。

高知市市民活動サポートセンターは、NPO高知市民会議が指定管理者として運営しています。

NPO高知市民会議を支えるシグミ

会員(正会員、賛助会員)を募集しています!

NPO高知市民会議の活動を理解・応援してくれる個人や団体など、皆さんの入会をお待ちしております。私たちが一緒に活動していきましょう。

■ 年会費

- 個人正会員 3,000円
- 団体正会員 5,000円
- 個人賛助会員 1,000円(1口)何口でも結構です。
- 団体賛助会員 5,000円(1口)何口でも結構です。

■ 会員特典

● 機材貸し出し金額の減免制度 ● 毎月イベント情報等の定期便の発送(賛助会員には例外あり) ● 当団体が発行する広報誌や刊行物の送付 ● 正会員の方には、総会での議決権があります。

※賛助会員の場合、総会での議決権はありません。

■ 寄付のご案内

当団体へのご寄付は、所得控除または税額控除の対象になります。

詳しくは、NPO高知市民会議事務局までご連絡ください。
 TEL:088-820-1540 http://www.siminkaigi.com

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 13日(月) ~ 月 日()	
	支出先	高知 蔦屋書店	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	4,536円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

私たち、NPO高知市民会議のストーリー

支える+育む+伝える+つなげる、仕組みづくり。

1998年、高知市東部を中心とする集中豪雨による大災害の復興にあたり、機敏で柔軟な活躍をしたのは、ボランティアを中心とした市民活動団体でした。お金ではない“心の豊かさ”に価値基準をおいた市民が、悲惨な現地の窮状を見かねて、自らの意志で続々と支援活動に参加したのです。

私たちの市民生活のさまざまな場面、例えば人権・福祉・教育・環境・まちづくり・国際交流等において、いろいろなかたちでのボランティア活動や市民活動が展開されています。次々と生まれてくる、それぞれのNPOは、その多くが資金や人材面で苦しみながらも、自発的な善意あふれる会員の努力により、運営を維持しているのが実状です。また、何か社会に役立つ活動をしたいと思いつつ、そのきっかけをつかめずに、あるいは、思い切りがつかずにいる多くの市民活動予備軍の人たちがいます。

私たちは、行政と対等なパートナーシップを確認し、高知市民活動サポートセンターの運営に関わりながら、市民活動の促進を支援する事業を行い、魅力ある地域を創造することを目的として、1999年、「特定非営利活動法人NPO高知市民会議」を設立しました。

以後、さまざまな分野でのNPOが、互いに組織運営の手法を学び合い、協力しあって、それぞれの活動がさらに発展するような市民活動の核となるべき組織を目指し活動を続けてきました。

また、市民活動に関するあらゆる情報を収集整理することにより、意欲ある市民の自発的な活動への参加を呼びかけ、行政や企業の手の及ぶづらい場面で、柔軟に対応できる市民のネットワークをつくっていきます。

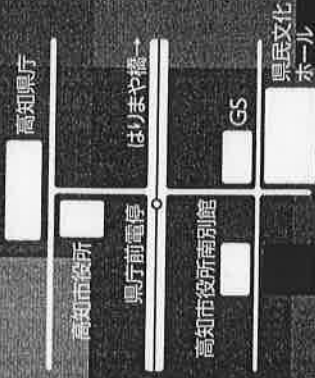


1999年から変わらない、4つのミッション。

- 1 地域を良くしようとする人たちの動きを支援する
- 2 先人の経験を活かし、次の世代を担う人材(財)の育ちを支援する
- 3 さまざまな立場の人たちをつなげ「共感(響き・協賛)」の輪を広げる
- 4 自立的活動を可能にする仕組みづくりを進める

社会を変える、未来へすすむ。

<http://www.siminkaigi.com>
<http://fb.com/siminkaigi>



NPO高知市民会議
高知市たかじょよう庁舎2F
高知市民活動サポートセンター内

連絡先

認定特定非営利活動法人 NPO高知市民会議

T780-0862 高知市鷹匠町2丁目1-43

高知市たかじょよう庁舎2階

高知市民活動サポートセンター内

TEL: 088-820-1540

FAX: 088-820-1665

E-mail: npokochi@siminkaigi.com

開館日/月曜日～金曜日 10:00～21:00

土曜日 10:00～18:00

休館日/日曜日及び祝日と年末年始(12/29～1/3)

駐車場/お車の駐車スペースはございません。


但し、県庁前地下駐車場をご利用の場合は駐車券をご持参ください。
事務所で30分無料のスタンプを押印します。

領収書
市民クラブ様

領収日 2019年05月13日
領収書No. 001246490
(伝票 No. 001246490)

¥4,536-(税込)

(内 税抜 ¥4,200- 消費税 ¥336-)

但し、本代
上記正に領収いたしました 扱者 
高知 蔦屋書店 088-882-5544
高知県高知市南御座90番地1

蔦屋書店
TSUTAYA BOOKS

高知 蔦屋書店
TEL 088-882-5544

四国初上陸!!
Frying Tiger
Copenhagen
5/19(日)までの期間限定SHOP
この機会にご利用くださいませ
レジNo.0012
伝票No.001246490 -001
2019年05月13日(月) 22時23分

取引レシート
営業日 2019年05月13日(月)

書	国家がなぜ家族に干渉するの		
	9784787234216	1	1,728
書	地域社会の創生と生活経済		
	9784823079179	1	2,808
小計		2	4,536
合計(税別)		4	536
※内訳			200
()			336
現金計			336
お預り			000
お釣り		0	464

扱者 

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 16日(木) ~ 月 日()	
	支出先	amazon.co.jp	
	目的・内容・結果等	政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	✓ 5,443円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	✓ 5,443円
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u> 1 </u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

お支払い金額
5,443円

時間 16時14分

Amazon.co.jp

発券日
2019年05月16日
29317-2
高知針木本町

市民クラブ

お客様氏名

Amazon.co.jpをご利用いただき

ありがとうございます。

お客様の注文番号は

お支払い後の速達は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先:

電話:

Amazon.co.jpカスタマーサービス

受付時間:

<http://www.amazon.co.jp/contact-us/>

お支払いについてご不明な点は
カスタマーサービスまで。
www.amazon.co.jp/contact-us/

申込No.:

この明細書は大切に保管してください。



収納代行会社
ウエルネット株式会社

注文商品

1点 日本の地方政府-1700自治体の実態と課題(中公新書), 曾我 謙悟
販売: Amazon Japan G.K.

価格
¥ 929

コンディション: 新品

1点 働き方2.0vs4.0 不条理な会社人生から自由になれる, 橋本 裕
販売: Amazon Japan G.K.

¥ 1,620

コンディション: 新品

1点 未来を読むAIと格差は世界を滅ぼすか (PHP新書), ジャレド・ダイヤモンド
販売: Amazon Japan G.K.

¥ 950

コンディション: 新品

1点 SDGsの基礎, 事業構想大学院大学 出版部
販売: Amazon Japan G.K.

¥ 1,944

コンディション: 新品

お届け先住所:
岡崎 豊
780-8571
高知県 高知市本町4丁目1番24号
第2電気ビル別館5F
高知市議会 市民クラブ

商品の小計: ¥ 5,443
配送料・手数料: ¥ 400

注文合計: ¥ 5,843
割引: - ¥ 400

の配送分のご請求額: ¥ 5,443

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 16日(木) ~ 月 日()	
	支出先	いそっぷ館	
	目的・内容・結果等	政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	4,535円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 1. 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請求書

市議会 市民の方 様

R1年5月分(毎月16日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4535
差引御請求高	4535

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:0884-4303

領収書

金 4535

上記正に領収致しました

R1年5月16日



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:0884-4303

御計算書

No 05701

住所 市議会
阿部 豊 様



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel:Fax(088)884-4303

毎度有難う御座います R1年5月11日

品名	数量	単価	金額
月福社	6	1	1049
			1
発行印	合計		1049

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
特別交際費	1		850
			1
発行印	合計		850

上記の通り計算申し上げます。

御計算書

No 05535

住所 市議会
岡崎 豊 様



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel:Fax(088)884-4303

毎度有難う御座います R1年5月2日

品名	数量	単価	金額
地味事務	5	1	1696
			1
発行印	合計		1696

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	6	1	940
			1
発行印	合計		940

上記の通り計算申し上げます。

請求書

市議会 市民の方 様
 2011年 5月分 (毎月 16日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本日御買上高(別紙 4枚)	4535
差引御請求高	4535

上記の通り御請求申し上げます



御計算書

No 05369

住所 市議会
 岡崎 様



毎度有難う御座います 2011年 4月 28日

品名	数量	単価	金額
特別対談教訓誌	1		850
			/
発行印	合計		850

上記の通り計算申し上げます。

御計算書

No 08845

住所 市議会
 岡崎 様



毎度有難う御座います 2011年 4月 28日

品名	数量	単価	金額
正論	6		940
			/
発行印	合計		940

上記の通り計算申し上げます。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 22日(水) ~ 月 日()	
	支出先	amazon.co.jp	
目的・内容・結果等	政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	2,376円 ✓
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費	文具 (1,240円×1/2=620円)	620円 ✓
	合計		2,996円 ✓
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日
14653-1

2019年05月22日
高知横山町

時間 16時56分

お支払い金額
3,616円

Amazon.co.jp

市民クラブ

お客様氏名
Amazon.co.jpをご利用いただき
ありがとうございます。
お客様の注文番号は

お支払いについてご不明な点は
カスタマーサービスまで。
www.amazon.co.jp/contact-us/

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。
Amazon.co.jpカスタマーサービス
お問い合わせ先 電話：
受付時間：
<http://www.amazon.co.jp/contact-us/>



収納代行会社
ウエルネット株式会社

申込No. [Redacted]
この明細書は大切に保管してください。

注文商品
1点 無償教育と国際人権規約—未来をひらく人類史の潮流, 三輪 定直
販売: Amazon Japan G.K.
コンディション: 新品
1点 ベンダー スクラップ用マーカー アンキスナップ SMS1-S
販売: ロングホートレイン (出品者のプロフィール)
コンディション: 新品
★新品未開封品です。★Amazonからの発送で、安心してご購入いただけます。

お届け先住所:
〒780-8571
高知県 高知市本町4丁目1番24号
第2電気ビル別館5F
高知市議会 市民クラブ


商品の小計:	¥ 3,616
配送料・手数料:	¥ 400
注文合計:	¥ 4,016
割引:	¥ 400
この配送分のご請求額:	¥ 3,616

✓ 価格
¥ 2,376
✓ ¥ 1,240

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
 政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 27日 (月) ~ 6月 27日 (木)	
	支出先	ASA高知 	
目的・内容・結果等	政務調査活動や議会活動に必要な資料として新聞を購入した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	新聞購読料 (4,000円×2ヶ月)	8,000円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		2	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

No. 00000078

2019年5月27日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

但 日経新聞5月分として

上記正に領収いたしました

現金			

780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007 FAX 823-2595

係

領収証

No. 00000078

2019年6月27日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

但 日経新聞6月分として

上記正に領収いたしました

現金			

780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007 FAX 823-2595

係

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 30日(木) ~ 月 日()	
	支出先	amazon.co.jp	
目的・内容・結果等	政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	6,804円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

券番号 17178-2
 発行日 2019年05月30日
 高知市南久保

時間 16時28分

お支払い金額 6,804円

Amazon.co.jp

お客様氏名

Amazon.co.jpをご利用いただき

ありがとうございます。

お客様の注文番号は

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先:

電話:

Amazon.co.jpカスタマーサービス

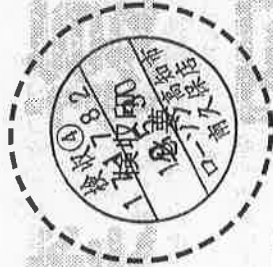
受付時間:

<http://www.amazon.co.jp/contact-us/>

お支払いについてご不明な点は

カスタマーサービスまで。

www.amazon.co.jp/contact-us/



収納代行会社
 ウェルネット株式会社

申込No.: _____
 この明細書は大切に保管してください。

注文商品

1点 介護再編 介護職減の危機をどう乗り越えるか (ディスカヴァー・ポ書), 武内 和久
 販売: Amazon Japan G.K.

¥ 1,188

コンディション: 新品

1点 障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編(2018年版) (ショウガイシャソゴウシエンホウジギョウシャハンドブックシテイキジュンヘンニセンジュウハチネンバン)
 販売: Amazon Japan G.K.

¥ 3,672

コンディション: 新品

1点 図説 よくわかる障害者総合支援法 第2版, 洋一, 坂本
 販売: Amazon Japan G.K.

¥ 1,944

コンディション: 新品

お届け先住所:
 岡崎 豊
 780-8571
 高知県 高知市本町4丁目1番24号
 第2電気ビル別館5F
 高知市議会 市民クラブ

商品の小計: ¥ 6,804

配送料・手数料: ¥ 400

注文合計: ¥ 7,204

割引: - ¥ 400

この配送分のご請求額: ¥ 6,804